



# 第 164 回 定時株主総会 招集ご通知

## 日時

2026年6月29日（月曜日）  
午前10時

## 場所

岐阜県瑞浪市寺河戸町719番地  
当社本社 講堂  
(末尾の会場ご案内略図をご参照ください。)



美濃窯業株式会社  
MINO CERAMIC CO.,LTD.

証券コード：5356

# 最高の品質こそ最大のサービス

これが美濃窯業を支える企業ポリシーです。

株主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに、第164回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

代表取締役社長

太田滋俊



## 美濃窯業グループの品質方針

1. 私たちはお客様に最高の品質を最大のサービスとして提供します。
2. 私たちは最高の品質を提供するために、製品や社内の仕組みを継続的に改善してゆきます。

### 「最高の品質」とは

1. 感動を与える品質
2. 期待以上の価値
3. 一番初めに選ばれる

株主各位

証券コード 5356

2026年6月8日

岐阜県瑞浪市寺河戸町719番地

**美濃窯業株式会社**

代表取締役社長 **太田 滋俊**

## 第164回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第164回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

### 【当社ウェブサイト】

<https://www.mino-ceramic.co.jp/ir/library/>



### 【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、当社名又は証券コード（5356）を入力・検索し、「基本情報」 「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



### 【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/5356/teiji/>



なお、当日ご出席願えない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいませ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年6月26日（金曜日）午後5時00分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

## 記

- 1 日 時** 2026年6月29日（月曜日）午前10時
- 2 場 所** 岐阜県瑞浪市寺河戸町719番地  
当社本社 講堂
- 3 目的事項**
- |             |   |
|-------------|---|
| <b>報告事項</b> | 1. 第164期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）<br>事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件  |
|             | 2. 第164期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）<br>計算書類報告の件   |
| <b>決議事項</b> | 第1号議案 定款一部変更の件<br>第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件<br>第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件<br>第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件<br>第5号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の改定の件<br>第6号議案 当社株式の大規模買付行為等への対応方針（買収への対応方針）の更新の件 |

#### 4 招集にあたっての決定事項

書面（郵送）より議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
  1. 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
  2. 計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表従いまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、監査報告を作成するに際して監査等委員会及び会計監査人が監査を実施した対象の一部であります。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

会社法第165条第2項の規定により、定款の定めに基づいて取締役会決議による自己の株式の取得が認められておりますので、機動的な資本政策を遂行できるように、変更案第7条のとおり自己の株式の取得の規定を新設し、現行定款第7条以下を1条ずつ繰り下げるものであります。

#### 2. 内容の変更

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
< 新 設 >	<u>(自己の株式の取得)</u> 第7条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>
第7条～第42条 (条文省略)	第8条～第43条 (現行どおり)

**第2号議案****取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件**

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
<b>1</b> 再任	おおた しげとし <b>太田 滋俊</b> (1951年12月12日生)	1980年4月 当社入社 1987年6月 当社取締役 1989年6月 当社常務取締役 1993年6月 当社専務取締役 1999年6月 当社代表取締役社長（現任） 2000年1月 株式会社ビョープライト（現美濃窯業株式会社）代表取締役社長 2000年6月 ミノセラミックス商事株式会社（現美濃窯業株式会社）代表取締役社長 2004年6月 美州興産株式会社代表取締役社長 2005年9月 日本セラミックエンジニアリング株式会社（現美濃窯業株式会社）代表取締役社長 2021年10月 岩佐機械工業株式会社代表取締役社長（現任） 2024年6月 美州興産株式会社取締役会長（現任）	858株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2 再任	なかしま まさや 中島 正也 (1953年3月16日生)	<p>1976年 4 月 当社入社</p> <p>2003年 5 月 執行役員 プラント部長補佐</p> <p>2006年 6 月 常務執行役員 プラント部長補佐</p> <p>2010年 6 月 当社取締役 常務執行役員 営業部・プラント部管掌</p> <p>2015年 3 月 当社取締役 常務執行役員 RE事業部・NC部・プラント部担当</p> <p>2015年 6 月 当社取締役 専務執行役員 RE事業部・NC部・プラント部担当</p> <p>2022年 4 月 当社取締役 専務執行役員 RE事業部・NC部・プラント部・マテリアル事業部・資材課 担当</p> <p>2025年 4 月 当社取締役 専務執行役員（現任）</p>	41,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3 再任	はせがわ いくお 長谷川 郁夫 (1965年3月7日生)	<p>1988年 4 月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行</p> <p>2012年 4 月 同行西船橋支店長</p> <p>2014年 4 月 当社管理担当部門長</p> <p>2015年 3 月 管理担当部門長兼総務人事部長</p> <p>2015年 6 月 執行役員 管理部門担当兼総務人事部長</p> <p>2016年 6 月 当社取締役 執行役員 管理部門担当兼総務人事部長</p> <p>2017年 6 月 当社取締役 執行役員 管理部門担当、総務人事部長 兼経営企画担当</p> <p>2021年 6 月 当社取締役 執行役員 管理本部長兼総務人事部長</p> <p>2023年 6 月 当社取締役 常務執行役員 管理本部長兼総務人事部長（現任）</p>	6,400株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4 再任	いしかわ ゆたか <b>石川 豊</b> (1959年11月7日生)	1985年 4月 当社入社 2015年 6月 執行役員 プラント部長 2016年10月 執行役員 RE生産部・REエンジニアリング部担当 兼RE生産部長 2017年 1月 執行役員 RE生産部・REエンジニアリング部担当 兼RE生産部長 兼亀崎工場長 2017年 6月 当社取締役 執行役員 RE生産部・REエンジニアリング部担当兼RE生産部長 兼亀崎工場長 2021年 6月 当社取締役 執行役員 RE事業部長兼RE生産部長 2022年 4月 当社取締役 執行役員 RE事業部長 2023年 6月 当社取締役 常務執行役員 RE事業部長 2024年 4月 当社取締役 常務執行役員 RE事業部長 兼四日市工場長 2025年 4月 当社取締役 常務執行役員 RCE事業部長 兼資材課担当（現任）	9,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5 再任	おおしま たかふみ <b>大島 崇文</b> (1954年1月30日生)	1979年 4月 日本特殊陶業株式会社入社 2007年 6月 同社取締役 2009年 6月 同社常務取締役 2011年 6月 同社専務取締役 2013年 6月 同社代表取締役副社長 2016年 6月 同社代表取締役副社長退任 2019年 6月 当社社外取締役（現任）	4,200株

【選任理由及び期待される役割の概要】

大島崇文氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は上場会社の代表取締役副社長としての経験をもち、企業経営における豊富な経験や見識を活かし、外部的視点から社業全般に関して監督、助言等いただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選任や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6 再任	さとう まこと 佐藤 誠 (1960年2月15日生)	1983年4月 丸紅株式会社入社 2010年4月 同社 地球環境プロジェクト部長 2012年4月 同社 資源重機プラント部長 2013年4月 丸紅ベネズエラ会社社長 2016年4月 丸紅イラン会社社長 2018年4月 丸紅株式会社 執行役員中東総括（ドバイ駐在） 2020年4月 同社 理事 2022年6月 当社社外取締役（現任）	1,800株
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>佐藤誠氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、当該知見を活かして特に当社の経営について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。また、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大島崇文氏及び佐藤誠氏は、社外取締役候補者であります。
3. 大島崇文氏及び佐藤誠氏は、現在、当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって大島崇文氏が7年、佐藤誠氏が4年となります。
4. 当社は大島崇文氏及び佐藤誠氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。両氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「3. (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、大島崇文氏及び佐藤誠氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

**第3号議案****監査等委員である取締役2名選任の件**

監査等委員である小林宏明氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、監査等委員である山田俊彦氏が、本総会終結の時をもって任期満了前に辞任いたします。

つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、当社の監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1 新任	こんどう けいすけ 近藤 啓介 (1956年11月6日生)	1980年4月 当社入社 2008年6月 経理部長 2015年6月 ミノセラミックス商事株式会社（現美濃窯業株式会社）取締役 2015年6月 株式会社ビョーブライト（現美濃窯業株式会社）取締役 2016年6月 美州興産株式会社監査役 2017年6月 美州興産株式会社取締役 管理部長 2025年6月 当社執行役員 監査等委員会室長（現任） 2025年6月 美州興産株式会社監査役（現任） 2025年6月 岩佐機械工業株式会社監査役（現任）	10,700株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2 再任	こばやし ひろあき 小林 宏明 (1951年6月8日生)	1976年4月 エスエス製薬株式会社入社 1994年1月 同社医薬部長 2001年6月 同社執行役員統括部長 2007年4月 総務省中部管区行政評価局参与 2013年4月 鳥取県庁名古屋事務所参与 2016年4月 名古屋市高年大学非常勤講師（現任） 2020年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 2021年4月 株式会社パーソナック（現株式会社パリパスグループ）社外取締役（現任） 2023年10月 愛知東邦大学非常勤講師（現任）	9,200株
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>小林宏明氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏はエスエス製薬株式会社での長きにわたる企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、引き続き当該知見を活かして経営全般の監視と有効な助言等をいただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p> <p>なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小林宏明氏は、社外取締役候補者であります。
3. 小林宏明氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
4. 当社は、小林宏明氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏及び近藤啓介氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で当該契約を改めて締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「3. (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、小林宏明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

**第4号議案****補欠の監査等委員である取締役1名選任の件**

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
かわむら よしあき <b>川村 喜明</b> (1955年5月20日生)	1982年3月 税理士登録 1990年9月 司法書士登録 1991年1月 川村喜明税理士・司法書士事務所開設 2006年6月 当社監査役就任 2014年6月 当社監査役退任 2014年6月 当社補欠監査役就任 2017年6月 当社補欠監査役退任 2022年6月 当社補欠社外取締役（監査等委員）（現任）	一株
<b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b> 川村喜明氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、税理士として培われた専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が就任した場合は、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。		

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 川村喜明氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 川村喜明氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の概要は、事業報告の「3. (3) 役員等賠償責任保険契約の概要等」に記載のとおりです。川村喜明氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

(ご参考)

氏名	役職	企業経営	業界知見	国際性	営業	製造	研究開発	財務会計	法務 コンプライアンス
太田 滋俊	代表取締役社長	●	●	●	●	●	●		●
長谷川 郁夫	取締役常務執行役員	●						●	●
石川 豊	取締役常務執行役員	●	●		●	●			
中島 正也	取締役執行役員	●	●	●	●	●	●		
大島 崇文	社外取締役	●	●			●	●		
佐藤 誠	社外取締役	●		●					●
近藤 啓介	取締役常勤監査等委員	●	●					●	●
澁谷 英司	社外取締役監査等委員	●						●	●
小林 宏明	社外取締役監査等委員	●			●				●

## 第5号議案

# 取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の改定の方

### (1) 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2019年6月27日開催の第157回定時株主総会において取締役（監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）及び執行役員、並びに当社の子会社の取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員（以下、当社の取締役及び執行役員並びに当社の子会社の取締役及び執行役員をあわせて「取締役等」といいます。）を対象とした業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」（以下「現行BBT制度」といいます。）の導入についてご承認いただきました。その後、2021年6月29日開催の第159回定時株主総会及び2023年6月29日開催の第161回定時株主総会において現行BBT制度の報酬枠の再設定についてご承認いただき、今日に至っております。（以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。）

本議案は、現行BBT制度の一部を改定し、取締役等に給付する株式に退任までの間の譲渡制限を付す「株式給付信託(BBT-RS(=Board Benefit Trust-Restricted Stock))」（以下「本制度」といいます。）に改定することについて、ご承認をお願いするものであります。本制度は、現行BBT制度導入当初の目的である取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることに加え、取締役等が議決権の行使や配当の権利等の株主の皆様と同様の権利を有することで、より株主の皆様に近い目線での共有を目的としております。

本議案を原案どおりご承認いただいた場合に、本定時株主総会終結後の当社取締役会において決議予定の当社の取締役の個人別報酬等の内容に関する決定方針（後掲）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2023年6月29日開催の第161回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役（監査等委員である取締役は除きます。）の報酬額（年額200百万円以内（うち社外取締役分として年額20百万円以内）。但し、使用人分給与は含みません。）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記(2)の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

第2号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は4名となります。

### (2) 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容

#### ①本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、現行BBT制度に基づき設定されている信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社及び当社子会社が定める「役員株式給付規程」に従って、当社株式が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当

社株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とします。取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記（３）のとおり、包括的譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

また、本制度への改定に伴い、本定時株主総会終結の時点で在任する取締役等に対して現行BBT制度において付与済みのポイントについては、本議案の承認可決を条件として、本制度におけるポイントに移行することとし、当該取締役等は、本定時株主総会終結後における所定の時期に、移行後のポイントに基づき、当社株式の給付を受けることとします。当該取締役等に給付される株式についても、上記包括的譲渡制限契約に基づき、譲渡等による処分が制限されることとなります。

#### ②本制度の対象者

当社の取締役（監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除きます。）及び執行役員、並びに当社の子会社の取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員

#### ③信託期間

2019年8月から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、「役員株式給付規程」の廃止等により終了します。）

#### ④信託金額

当社は、現行BBT制度に基づき、株式給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定しております。当社は、原決議により承認を受けた範囲内で、信託期間開始時（2019年8月）に、2020年3月末日で終了した事業年度から2024年3月末日で終了した事業年度までの5事業年度を対象として、59,004千円を本信託に拠出しております。本信託は、本議案の決議による改定後の本制度に基づく信託として存続するものといたします。

本制度は、当社の中長期的な企業価値向上に向けた適切なインセンティブとして機能させるため、株価の変動が信託により取得する株式数に与える影響を考慮し、当社が信託に拠出する金銭についての上限を設けないこととします。

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2027年3月末日で終了する事業年度から2031年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、当該5事業年度の期間を「BBT-RS当初対象期間」といい、BBT-RS当初対象期間及びBBT-RS当初対象期間の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として、現行BBT制度を本制度に改定します。なお、取締役等への当社株式の給付を行うため、現行BBT制度に基づき当社が拠出した資金を原資として本信託が取得し、

信託財産内に残存する当社株式及び金銭は、本議案の承認可決による制度改定後は、本制度に基づく給付の原資に充当するとともに、本議案の承認可決時点における信託財産内に残存する当社株式の数と、当該時点において現行BBT制度に基づいて現行BBT制度の対象者に付与済みのポイントとを比較して、給付を行うために合理的に必要な株式数の取得に必要と認める資金を、本議案の承認可決後、本信託に追加拠出することとします。

また、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。但し、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出の要否及び追加拠出額を判断するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

#### ⑤本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記④により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することといたします。

なお、取締役等に付与されるポイント数の上限は、下記⑥のとおり、1事業年度当たり99,340ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は496,700株となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

#### ⑥取締役等に給付される当社株式の数の上限

取締役等には、各事業年度に関して、「役員株式給付規程」に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。当社の取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は84,440ポイントを上限とし、当社の執行役員並びに当社の子会社の取締役及び執行役員に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、14,900ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記⑦の当社株式の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（但し、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

#### ⑦当社株式の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法

受益者要件を満たした取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記⑥に記載のとおりに従って定められるポイントに応じた数の当社株式について、毎年一定の時期に本信託から給付を受けます。

なお、取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記（３）のとおり、包括的譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

また、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、株主総会にて解任決議をされた場合及び取締役等としての義務の違反があったことに起因して解任された場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の１株当たりの帳簿価額を乗じた金額（但し、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、「役員株式給付規程」の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

#### ⑧議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

#### ⑨配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、「役員株式給付規程」の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

#### ⑩信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、「役員株式給付規程」の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記⑨により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

### (3) 取締役等に給付される当社株式に係る包括的譲渡制限契約の概要

取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む包括的譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとします（取締役等は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の給付を受けるものとします。）。但し、株式給付時点において取締役等が既に退任している場合等においては、本譲渡制限契約を締結せずに当社株式を給付することがあります。

#### ①譲渡制限の内容

取締役等は、当社株式の給付を受けた日から当社又は当社子会社（以下「当社グループ」といいます。）における取締役等のいずれの地位からも退任する日までの間、給付を受けた当社株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこと

#### ②当社による無償取得

一定の非違行為等があった場合や下記③の譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償で取得すること

#### ③譲渡制限の解除

取締役等が、当社グループにおける取締役等のいずれの地位からも正当な理由により退任し又は死亡により退任した場合、当該時点において譲渡制限を解除すること

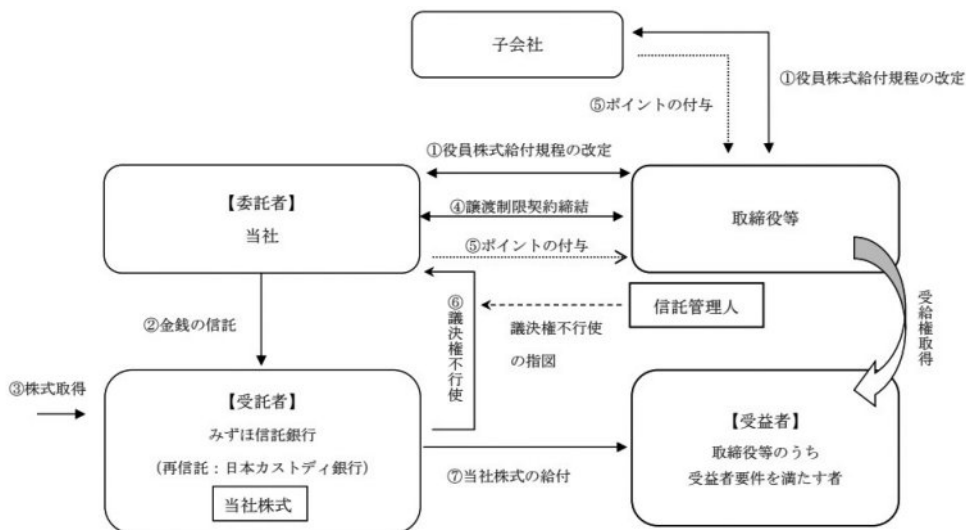
#### ④組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に対象となる取締役等が開設する専用口座で管理される予定です。

また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示及び通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ①当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を改定します。また、当社の子会社は当該子会社の株主総会にて承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を改定します。
- ②当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④取締役等は、当社との間で、在任中に給付を受けた当社株式について、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限される旨、及び一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。
- ⑤当社グループは、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑥本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑦本信託は、毎年一定の時期に取締役等のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

<ご参考：改定後の「取締役の個人別報酬等の内容に関する決定方針（案）」>

イ. 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は2021年2月9日開催の取締役会において、取締役の個人別報酬等の内容に関する決定方針を決議しております。なお、当社は、2019年6月27日開催の第157回定時株主総会においてご承認いただき導入しております株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「BBT制度」といいます。）を、取締役が議決権行使や配当権利等の株主の皆様と同様の権利を有することで、より株主の皆様に近い目線で共有するため、給付する株式に退任までの間の譲渡制限を付す「株式給付信託（BBT-RS（＝Board Benefit Trust-Restricted Stock））」（以下「新制度」といいます。）に改定することを2026年5月15日の取締役会で決議し、新制度に関する議案を2026年6月29日開催の第164回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしました（ご参照）。

取締役の個人別報酬等の内容に関する決定方針の内容は、次のとおりであります。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、（1）中長期的な企業価値の向上と、その実現を担う有能な人材を確保、維持できる報酬水準であること、（2）取締役それぞれに求められる役割と責任に応じたものであることを念頭に、報酬の体系と金額を決定します。

b. 取締役に対する報酬の体系と水準

当社の取締役の報酬は、（1）月例の基本報酬（基本給）、（2）事業年度につき2回の業績連動報酬（役員賞与）、（3）事業年度の業績に応じた業績連動報酬（株式給付信託）の3種類とし、各々の報酬は基本方針に相応しい水準とするように公正かつ透明な手続きで決定します。

c. 基本報酬（基本給）の個人別報酬の額の決定に関する方針

月例の基本報酬は、役位、職責、同業種及び類似業種で同規模の他社水準、前年度の業績及び今年度の業績見込み、財務状況、従業員の給与水準などを総合的に勘案して決定します。

d. 業績連動報酬（役員賞与）である賞与の額の決定に関する方針

事業年度内の2回の業績連動報酬（役員賞与）は、前事業年度の連結営業利益に対する達成度合い、及び当事業年度の連結営業利益予想をそれぞれ同等に考慮した上で決定し、従業員の賞与の支給時期に支給します。

e. 業績連動報酬（役員株式給付信託）の付与株式数の決定に関する方針

取締役の報酬と会社の業績及び株式価値の連動性を明確にし、事業年度毎の業績向上を目的に株式を給付するものであります。その内容については、取締役会の決議を経て2019年6月27日開催の第157回定時株主総会において

導入が決議された「役員株式給付規程」に基づき運営しております。

なお、2026年6月29日開催の第164回定時株主総会において、「取締役等に対する業績連動型株式報酬制度改定の件」をご承認いただいた場合、株主総会終結後の当社取締役会において、「役員株式給付規程」に改定することを予定しております。

BBT制度及び新制度への変更概要は、以下のとおりであります。

#### <業績連動型株式報酬の算定方法>

(変更前)業績連動型株式報酬制度は、事業年度毎の業績に応じポイントを付与し、その累計ポイント相当分の報酬等を退任時に支給する制度であり、ポイント付与の有無及びその付与数は事業年度毎に決定します。

(変更後)業績連動型株式報酬制度は、事業年度毎の業績に応じポイントを付与し、在任中毎年一定の時期に当社普通株式の給付を受けるものとします。取締役は当社との間で包括的譲渡制限契約を締結し、退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

#### 1. 対象者

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）を対象とし、以下の要件を満たしていることを条件とします。

- ・職務執行期間（前年の定時株主総会日から当年の定時株主総会日まで）中に在任していること
- ・株主総会決議において解任の決議をされていないこと、又は取締役等としての義務の違反があったことに起因した解任をされていないこと

#### 2. 業績連動型報酬として給付される報酬等の内容

(変更前)当社普通株式及び金銭（以下、「当社株式等」といいます。）としております。

(変更後)当社普通株式としております。

#### 3. 業績連動型株式報酬の支給額等の算定方法

##### ① 付与ポイントの決定方法

##### (1) ポイント付与の時期

A. 株主総会の決議で許容される範囲において、毎年定時株主総会開催日（B.に記載の場合の退任日と合わせて、以下「ポイント付与日」という。）現在における受給予定者に対して、前年の定時株主総会終結時から当年の定時株主総会終結時までの期間（以下「役務対象期間」という。）における役務の対価として同日にポイントを付与します。

B. Aのほか、役員を退任するときは、当該退任直後の定時株主総会日にポイントを付与します。

## (2) 報酬等と連動する業績評価指標

当社は持続的な利益成長を実現するため、これまでも取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬において、連結営業利益を指標として用いてきております。BBT制度及び新制度においても、毎事業年度における連結営業利益の期初目標値に対する達成率を報酬等に連動する指標としております。

なお、当事業年度における連結営業利益の期初目標値は1,750百万円、実績は1,600百万円であり、また、翌事業年度における連結営業利益の期初目標値は1,900百万円であります。

## (3) 付与するポイント数

### A. 職務執行期間において在任している場合に付与するポイント

次の算式により算出されるポイントとします。

(算式)

別表1に定める役位に応じたポイントの数 × 別表2に定める業績連動係数  
× 在任月数 ÷ 12か月

在任月数は以下のとおり計算する。

#### (a) 職務執行期間の間に退任した場合

1ヶ月に満たない期間がある場合には、1ヶ月に切り上げる。

#### (b) 職務執行期間の間に役位に変更があった場合

変更前役位の在任期間に1ヶ月に満たない日数がある場合には、1ヶ月に満たない日数は1ヶ月に切り上げるものとし、切り上げた日数分については変更後役位の在任月数の計算に含めないものとする。

### B. 職務執行期間に役位の変更があった場合に、直後のポイント付与日に付与するポイント

別表1に定める役位毎に上記Aに基づいて算出したポイントの数を合計したポイントの数

(別表1) 役位別ポイント数は、以下のとおりであります。

役位	役位別ポイント数
代表取締役社長	15,900ポイント
取締役 専務執行役員	10,600ポイント
取締役 常務執行役員	8,000ポイント
取締役 執行役員	5,300ポイント
執行役員	500ポイント

(別表2) 業績連動係数は、以下のとおりであります。

連結営業利益達成度	業績連動係数
150%以上	1.2
110%以上150%未満	1.1
80%超110%未満	1.0
50%以上80%以下	0.8
50%未満	0.0

## ② 支給する当社株式等

(変更前) 「1ポイント」＝「1株」として株式を給付します(単元未満株式を除く)。単元未満株式相当分は金銭をもって給付します。

(変更後) 「1ポイント」＝「1株」として株式を給付します。業績ポイントの算出過程では端数処理を行わず、業績ポイントの算出結果に1ポイント未満の端数がある場合、当該端数を切り捨てます。

## ③ 受給予定者が死亡した場合

受給予定者が死亡した場合であって、当該受給予定者の遺族が取締役会で決定した「役員株式給付規程」で定める要件を満たした場合に、以下の方法により遺族給付としてすべて金銭で支払うこととします。

### (1) 死亡時のポイント付与時期

受給予定者が職務執行期間中に死亡したときは、当該死亡日にポイントを付与し、当該死亡直後の定時株主総会にはポイントを付与しません。

### (2) 遺族給付の額は、次の算式により算出される金銭額とします。

(算式)

遺族給付の額＝死亡した受給予定者の保有ポイント数×権利確定日における本株式の時価(※)

※(変更前) 権利確定日は受給予定者の遺族が、当社の指定する書類を提出した日の属する月の末日とします。

(変更後) 受給予定者の死亡日とします。

4. 当事業年度における役位別の上限となるポイント数

当事業年度において算出される役位別の上限となるポイント数は、以下のとおりであります。

役位	上限となるポイント数
代表取締役社長	19,080ポイント
取締役 専務執行役員	12,720ポイント
取締役 常務執行役員	9,600ポイント
取締役 執行役員	6,360ポイント
執行役員	600ポイント

f. 基本報酬（基本給）、業績連動報酬（役員賞与）及び業績連動報酬（株式給付信託）の取締役の個人別の報酬の額に対する割合決定に関する方針

取締役の報酬は、役員報酬内規において役位別に規定された比率により算定した各取締役の報酬総額について、おおむね以下の割合となるよう種類別の報酬金額を決定し支給します。

基本報酬 (基本給)	業績連動報酬 (役員賞与)	業績連動報酬 (株式給付信託)
50%	35%	15%

※使用人兼務取締役の基本報酬（基本給）は、使用人兼務取締役の使用人分の給与を含めた割合であります。

g. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、下記ロに記載のとおり、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長太田滋俊に対し、各取締役の基本報酬（基本給）の額及び業績連動報酬（役員賞与）の額についての決定を委任しております。委任した理由は、代表取締役社長が経営の総合的見地から各取締役の所管する担当部門について評価を行うのに適していると判断したためであります。また、業績連動報酬（役員株式給付信託）については、「役員株式給付規程」の規定に基づいて算出された個人別ポイント数を付与するものとします。なお、監査等委員会より、当該報酬等の内容は妥当であるとの報告を受けております。

## 当社株式の大規模買付行為等への対応方針（買収への対応方針）の更新の件

当社は、2023年5月15日開催の当社取締役会及び同年6月29日開催の当社第161回定時株主総会の決議に基づき、「当社株式の大規模買付行為等への対応策（買収防衛策）」（以下「現プラン」といいます。）を導入・継続しておりますが、その有効期限は、2026年6月に開催予定の当社第164回定時株主総会（以下、本議案において「本定時株主総会」といいます。）終結の時までとなっております。当社では、現プランの導入及び継続の決定後も、社会・経済情勢の変化、買収の対応方針をめぐる諸々の動向及び様々な議論の発展、コーポレートガバナンス・コードの趣旨等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、継続の是非を含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

その結果、当社は、2026年5月15日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に規定されるものをいい、以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同号ロ（2））として、現プランの一部修正を行った「当社株式の大規模買付行為等への対応方針（買収への対応方針）」（以下「本プラン」といいます。）を本定時株主総会においてお諮りし、株主の皆さまのご承認を条件に、継続することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

本プランの継続にあたり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、特定株主グループの範囲の明確化、大規模買付行為等意向表明書の内容の詳細化、情報提供期間及び取締役会評価検討期間の延長に関する規律の追加、共同協調行為等の認定基準の明確化のほか一部語句の修正・整理等を行っておりますが、基本的なスキームに変更はございません。

なお、本プランの継続につきましては、2026年5月15日開催の当社取締役会において、社外取締役4名を含む当社取締役全員の賛成により承認されております。

従いまして、本プランを更新することにつきまして、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

### I 会社の支配に関する基本方針

（当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針）

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模な買付等がなされた場合に、当該買付等に応じるか否かは、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるものなど、対象会社の企

業価値については株主共同の利益に資さないものも存在します。

このような中、当該大規模買付行為等が、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益に及ぼす影響を株主の皆様に適切にご判断いただくためには、大規模買付者からの必要かつ十分な情報の提供が必要不可欠です。そして、その判断を適確に行うためには、大規模買付者からの情報にとどまらず、大規模買付者の提案内容等を当社取締役会が評価・検討した結果を株主の皆様に提供することが必要であることもいうまでもありません。

そこで、当社は、本プランにおいて、①大規模買付者に株主の皆様がその是非を判断するために必要かつ十分な情報の提供を求めるとともに、②当社取締役会として、当該大規模買付者の提案内容が当社の企業価値ないし株主の皆様の共同の利益にどのような影響を及ぼすか、また、大規模買付者の提案内容に対する経営方針等の当社取締役会としての代替案を提供するとともに、必要に応じて、大規模買付者と当社の経営方針等に関して交渉又は協議を行うこととし、③これらを踏まえ、株主の皆様が大規模買付行為等の是非を判断するために必要な時間を確保することを目的として、以下の手続きを定め、大規模買付行為等があった際には、適切な措置を講じることとします。

そして、前述のとおり、当社は、大規模買付行為等に応じるか否かの判断は、最終的には株主の総体的意思に基づき行われるべきものと考えております。そのため、当社取締役会としましては、本プランに定める手続きを経て、株主の皆様が、大規模買付行為等の目的や内容等の詳細を検討し、その是非を判断するのに必要な時間と情報が事前に十分提供された上で、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものとして当該大規模買付行為等の実行に同意される場合には、これを否定するものではありません。

そのため、大規模買付者が本対応方針に定めた手続きを遵守する限り、当社取締役会が本プランに基づく対抗措置を発動するに当たっては、大規模買付行為等に応じるか否かにかかる当社の株主の皆様による意思表示の場として、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催することといたします。その結果、株主の皆様が大規模買付行為等に賛同する意思を表明された場合、すなわち、当社が大規模買付行為等に対する対抗措置を講じることにかかる議案について、株主意思確認総会の普通決議によって承認可決されなかった場合、当社取締役会といたしましては、当該大規模買付行為等が、本プランに沿って開示された条件及び内容等に従って行われる限り、それを阻止するための行為を行いません。

従いまして、本プランに基づく対抗措置（具体的には新株予約権の無償割当て）は、(a)対抗措置の発動につき株主意思確認総会による承認が得られた場合であって、かつ、大規模買付者（下記Ⅲで定義されます。）が大規模買付行為等を撤回しない場合、又は、(b)大規模買付者が下記Ⅲに記載した手続きを遵守しない場合にのみ、独立委員会による勧告を最大限尊重して発動されます。

## II 基本方針の実現に資する特別な取組み

### 1 当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益向上に向けた取組み

#### (1)当社の経営理念と経営方針

当社は、2025年5月15日に公表した中期経営計画（2025-27年度）「Take off～新しいステージへの挑戦～」の策定にあたって、「ありたい姿」及び「新中期経営計画ビジョン」を以下のとおり定めました。

- ・2030年のありたい姿：「“セラミックスαカンパニー”への進化」。新市場、新製品、新規事業の開発（3つの新・開発）をしていくことで+αを生み出し、セラミックスを耐火物と並ぶ柱に成長させ、売上高220億円+α、営業利益30億円+αの実現を目指す。
- ・新中期経営計画ビジョン：Take off～新しいステージへの挑戦～。

当社グループは、100余年磨いた技術力を礎としつつ、国内耐火物市場の縮小や脱炭素機運の高まりといった経営環境の変化を見据え、上記の経営理念等の実現に向けた施策を推進しております。

#### (2)経営方針を具現化するための中期経営計画

当社グループは、本中期経営計画において、2028年3月期（最終年度）の数値目標として、売上高175億円、営業利益21億円、ROS（売上高経常利益率）12.6%、ROE（自己資本利益率）8.8%を掲げております。また、利益率の向上に加えて株主還元を高め、株主資本を適切な水準に保つこと等を通じて、PBR（株価純資産倍率）1倍の達成を目指してまいります。

### 2 コーポレート・ガバナンスに関する取組み

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、役員及び従業員の行動の原則を示す「行動規範」において、法令の遵守、顧客満足の向上、適正な会計と報告、環境の保全、人格の尊重、情報の管理、地域社会との共生、反社会的勢力への対処を掲げ、この規範を実践することが当社の企業価値を向上させ、社会への貢献につながるものと認識しております。経営者はこの規範の実行が自らの役割であることを自覚し、経営の公正性と透明性の向上及び的確で迅速な意思決定と効率的な業務執行ができるよう努めるものであります。

当社は、会社法上の機関設計として監査等委員会設置会社体制を選択しております。この体制により、取締役会による的確な意思決定と迅速な業務執行を行う一方、適正な監督及び監視を可能とする経営体制を構築し、適正なコーポレート・ガバナンスを確保できる企業統治体制をとっております。

#### (1)取締役会

取締役会はすべての取締役で構成し毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催され、法令、定款又は取締役会規程に定める重要事項の決定や重要な職務の職務執行状況及びその監督を行っています。また、取締役会は必要に応じて取締役以外の者を出席させて、意見や説明を求めることができる体制をとっております。

## (2) 監査等委員会

監査等委員会は社外取締役2名を含む3名の監査等委員で構成され、取締役会の職務の執行を監視し、定例及び臨時に監査等委員会を開催しております。

## (3) 指名・報酬委員会

指名・報酬委員会は、取締役会の決議により選定された3名以上の取締役で構成し、その過半数を独立社外取締役といたします。また、委員長は指名・報酬委員会の決議によって選定されます。

## (4) 内部監査

当社は内部監査規程により、経営活動の全般にわたる業務執行状況を合法性と合理性の観点から点検・評価し、会社財産の保全及び経営効率の向上を図ることを定めています。社長直属の内部監査室に3名を配置し、年間計画に基づいて独立した立場から各部門の内部監査を行っております。

## (5) 会計監査

当社は会計監査人として東陽監査法人を選任し、随時必要な監査資料を提供し、公正かつ適正な監査が実施されております。

Ⅲ 本プラン（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）の内容

#### 1 本プランの目的及び概要

本プランは、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を最大化することを目的として、上記Ⅰ「会社の支配に関する基本方針」に沿って継続されるものです。

当社取締役会は、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かの判断については、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化の観点から、最終的には株主の皆様によってなされるべきものと考えております。そのため、当社は、当社株式の大規模買付行為等に関するルールとして本プランを設定し、大規模買付行為等に先立ち、大規模買付者に対して大規模買付行為等に関する必要かつ十分な情報の提供を求めるとともに、当社取締役会として大規模買付情報を十分に評価・検討し、大規模買付者との交渉や株主の皆様への代替案の提示等を行うための期間を確保することといたします。そして、大規模買付行為等を受け入れるか、若しくは大規模買付行為等に対して対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するため、株主意識確認総会を開催することといたします。

なお、2026年3月末日現在における当社の大株主の状況は、別紙1「当社大株主の状況」とおりであり、現時点において、当社の株主を含む特定の第三者から当社株式の大規模買付けを行う旨の通告又は提案等を受けている事実はありません。

#### 2 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、独立委員会規程（概要につきましては、別紙2「独立委員会規程の概要」をご参照ください。）に基づき、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外取締役又は社外有識者（実績のある会社経営者、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家等。以下、同じとします。）のいずれかに該当する者の中から選任します。本プランの継続時に就任予定の独立委員会委員候補の氏名・略歴は別紙3「独立委員会の委員の略歴」に記載のとおりです。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非その他本プランに則った対応を行うに当たって必要な事項について諮問し、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為等について慎重に評価・検討の上で、当社取締役会に対し対抗措置を発動すべき状態にあるか否か等についての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動等について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、必要に応じて当社の費用で、独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家等）の助言を得ることができるものとします。

### 3 対象となる大規模買付行為等

本プランにおいて、「大規模買付行為等」とは、

①特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為（公開買付けの開始を含みますが、それに限りません。）、

②結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為（公開買付けの開始を含みますが、それに限りません。）、

又は

③上記①若しくは②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注4）を樹立するあらゆる行為（注5）（但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の議決権割合の合計が20%以上となるような場合に限り。）

を意味し（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。）、「大規模買付者」とは、上記のとおり、かかる大規模買付行為等を自ら単独で又は他の者と共同ないし協調して行う又は行おうとする者を意味します。

注1：特定株主グループとは、

(i)当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）

(ii)当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。以下同じとします。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします。）

(iii)上記(i)又は(ii)の者の関係者（(ア)これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、(イ)これらの者の公開買付代理人、弁護士、会計士その他のアドバイザー又は(ウ)これらの者が実質的に支配し若しくはこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者（なお、(ウ)に該当するか否かの判定は、注4所定の関係の樹立を判定する基準を準用するものとします。）を併せたグループをいいます。）並びに

(iv)上記(i)ないし本(iv)に該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）により当社の株券等を譲り受けた者を意味します。

注2：議決権割合とは、

特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、

(i)特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有

者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者並びに注1の(iii)及び(iv)記載の者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）

又は、

(ii)特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び当該特別関係者並びに注1の(iii)及び(iv)記載の者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。株券等保有割合又は株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）及び総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは金融商品取引法第27条の2第1項又は同法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

注4：「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、当社株券等の買い上がりの状況、当社株券等に係る議決権行使の状況、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定株主グループ及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として別紙4「共同協調行為等の認定基準」（但し、独立委員会は、法令等の改正又は裁判例の動向等に照らして、合理的範囲内で当該基準を改定できるものとします。）に基づいて行うものとします。

注5：本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします（かかる判断に当たっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。）。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

#### 4 対抗措置の発動に至るまでの手続き

##### (1)大規模買付行為等意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為等を行おうとする場合には、大規模買付行為等又は大規模買付行為等の提案に先立ち、その60営業日前までに、本プランに定められた手続きに従う旨の法的拘束力を有する誓約文言を含む以下の内容等を日本語で記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

- ① 大規模買付者の概要
  - イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地
  - ロ) 大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その代表者、取締役（又はそれに相当する役職。以下同じとします。）及び監査役（又はそれに相当する役職。以下同じとします。）それぞれの氏名及びその過去10年間の経歴
  - ハ) 大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その目的及び事業の内容
  - ニ) 大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その直接・間接の大株主又は大口出資者（持株割合又は出資割合上位10名）及び実質支配株主（出資者）の概要
  - ホ) 国内連絡先
  - ヘ) 大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その設立準拠法
  - ト) 主要な出資先の名称、本社所在地及び事業内容並びにそれら主要出資先に対する持株割合ないし出資割合
- ② 大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、及び意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況
- ③ 大規模買付者が提案する大規模買付行為等の概要（大規模買付者が大規模買付行為等により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、並びに大規模買付行為等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為等の後の当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。

注6：金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される「重要提案行為等」をいいます。以下同じとします。

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨及び必要に応じ、その内容について公表いたします。

## (2)必要情報の提供要請

当社取締役会は、当社が大規模買付者から意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対して大規模買付行為等に関する情報（以下「必要情報」といいます。）について記載した書面（以下「必要情報リスト」といいます。）を交付し、大規模買付者には、必要情報リストの記載に従い、必要情報を当社取締役会に書面にて提出していただきます。

必要情報の一般的な項目は別紙5「大規模買付者に提供を求める情報」のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為等の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

当社取締役会は、本プランに定められた手続きの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限（大規模買付者が当社取締役会に対し意向表明書を提出した後、60営業日以内の期間を上限とします。以下「情報提供期間」といいます。）を設定することがあります。但し、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、情報提供期間を延長することができるものとします。

なお、上記に基づき、当初提出された必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該必要情報が大規模買付行為等を評価・検討するための情報として必要十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、情報提供期間内で、大規模買付者に対して追加的に情報提供を求める（かかる判断にあたっては独立委員会の判断を最大限尊重します。）ことがあります。但し、大規模買付行為等の情報の具体的な内容は大規模買付行為等の内容及び規模によって異なることもあり得るため、当社取締役会は、大規模買付行為等の内容及び規模並びに大規模買付行為等の情報の具体的な提供状況を考慮して、情報提供期間満了時まで提供された情報が株主の皆様による適切な判断並びに当社取締役会及び独立委員会による意見形成及び代替案立案のために不十分と認められる場合には、独立委員会の勧告に基づき、情報提供期間を最長30日間延長することができるものとします。これらの場合、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重するものとします。

当社取締役会に提供された必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表いたします。

なお、当社取締役会は、大規模買付者から大規模買付行為等の提案がなされた事実等について、法令及び当社が上場する金融商品取引所規則等に従って適時・適切に開示を行います。

## (3)取締役会評価検討期間

当社取締役会は、大規模買付行為等の評価等の難易度に応じ、必要情報の提供を完了した後又は情報提供期間満了後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合は最長60日間、その他の大規模買付行為等の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取

締役会評価検討期間」といいます。)として設定します。なお、取締役会評価検討期間は、評価・検討が困難であると取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合に限り、合理的な範囲で延長できるものとしますが、延長の期間は最大30日間とします。その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を買付者等に通知するとともに株主及び投資家の皆様に開示いたします。

取締役会評価検討期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立委員会とは別の独立した第三者である外部専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)等の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会として意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為等に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

大規模買付行為等は、取締役会評価検討期間の経過後(但し、株主意思確認総会を開催する場合には、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には株主意思確認総会の終結後とし、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には株主意思確認総会の終結後速やかに開催される当社取締役会終結後)にのみ開始することができるものとします。

#### (4)大規模買付行為等が実施された場合の対応

##### ①大規模買付者が本プランに定めた手続きを遵守した場合

大規模買付者が本プランに定めた手続きを遵守した場合において、当社取締役会が、大規模買付者から提供された必要情報その他一切の事情を勘案の上、独立委員会の意見を最大限尊重し、大規模買付行為等の評価、検討、交渉、意見形成、代替案の立案等を行います。その上で、当社取締役会として、大規模買付行為等がなされることに反対であり、大規模買付行為等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと合理的な根拠をもって判断した場合には、取締役会評価検討期間内に株主意思確認総会を開催することを決定し、当該決定後速やかに株主総会を開催します。

なお、以下の(i)から(vii)のいずれかに該当すると合理的な根拠をもって判断できる場合には、当社取締役会は、原則として当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断するものとします。もっとも、対抗措置の発動は、大規模買付行為等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと合理的な根拠をもって判断できる場合に限り行うものであり、以下の(i)から(vii)のいずれかに形式的に該当することのみをもって発動するものではありません。

- (i)真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買付けを行っている(いわゆるグリーンメイラーである場合)
- (ii)会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる等、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買付けを行っている場合
- (iii)会社経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資とし

て流用する予定で株式の買付けを行っている場合

(iv)会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式の買付けを行っている場合

(v)大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式の買付けを行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合

(vi)大規模買付者による支配権獲得により、顧客、従業員、地域社会その他の利害関係者との関係が悪化すること等によって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

(vii)大規模買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べて明らかに劣後するため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損すると判断される場合

株主意思確認総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時・適切にその旨を開示します。株主の皆様には、大規模買付行為等に関する情報をご検討いただいた上で、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かについてのご判断を、当社取締役会が提案する対抗措置の発動に関する議案に対する賛否の形で表明していただくこととなります。そして、当該議案について株主意思確認総会に出席された議決権を行使できる株主の皆様は、議決権の過半数の賛成が得られた場合には、当該対抗措置の発動に関する議案が承認されたものとします。株主意思確認総会において対抗措置の発動又は不発動について決議された場合、当社取締役会は、その決議に従うものとします。具体的には、株主意思確認総会において対抗措置を発動することを内容とする議案が否決された場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。他方、株主意思確認総会において対抗措置を発動することを内容とする議案が可決された場合には、大規模買付者が大規模買付行為等を撤回しない限り、その終結後、速やかに、当社取締役会において対抗措置を発動するために必要となる決議を行います。株主意思確認総会の結果は、決議後適時・適切に開示いたします。

## ② 大規模買付者が本プランに定めた手続きを遵守しない場合

大規模買付者が本プランに定めた手続きを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置を発動し、大規模買付行為等に対抗する場合があります。対抗措置の発動については、独立委員会の勧告を受けた上で決定することとしますが、独立委員会の勧告に基づいて株主意思確認総会の場で株主承認を求めることがあります。

経済産業省に設置された企業価値研究会の2008年6月30日付け報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」においても、「株主が買収の是非を適切に判断するための時間や情報を確保する場合や、被買収者の取締役会が、株主のために、買収者との交渉を通じてより良い買収条件を引き出すための交渉機会を確保する場合においては、当該取締役会が買収防衛策を導入し、さらに、合理的と認められる範囲の手続きに反して一時停止しない買収者に対し、これを発動することが認められうる。」とされているところで

す。  
なお、本プランを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも必要情報の一部が提出されないことのみをもって本プランを遵守しないと認定することはしないものとします。

また、当社取締役会は、大規模買付者が本プランに定めた手続きを遵守したか否かの判断、及び大規模買付者が本プランに定めた手続きを遵守しなかったものとして対抗措置を発動すべきか否かの判断に際し、独立委員会の意見又は勧告を最大限尊重するものとします。

## 5 対抗措置の概要

当社取締役会は、上記4の手続きに従い、対抗措置を発動する場合、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動に関する会社法上の機関としての決定を行います。

この場合、当社取締役会は具体的対抗措置として、差別的行使条件の付された新株予約権の無償割当てを行いますが、その概要は原則として別紙6「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりです。実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けます。

## 6 株主及び投資家の皆様への影響

### (1)本プラン継続時に本プランが株主及び投資家の皆様へ与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の無償割当ては実施されません。従って、本プランがその継続時に株主及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接的かつ具体的な影響を与えることはありません。

### (2)本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様へ与える影響

当社取締役会が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置（具体的には新株予約権の無償割当て）を講じる場合であっても、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆様（別紙6「新株予約権無償割当ての概要」5. に定める非適格者を除きます。次号(3)においても同じです。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

一方、別紙6「新株予約権無償割当ての概要」5. に定める非適格者に該当する株主については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

当社取締役会が具体的な対抗措置を講じることを決定した場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所規則等に従って適時・適切に開示を行います。

なお、当社は、株主意思確認総会において対抗措置を発動することを内容とする議案が可決された後（新株予約権の無償割当ての効力発生後を含みます。）においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為等を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当てを中止し、又は当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります（この場合も、独立委員会に諮問し、勧告を受ける形で取締役会が意思決定をいたします）。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売却等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

### (3) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様に必要な手続き

対抗措置として、新株予約権の無償割当てを実施する場合には、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続きは必要となりません。但し、この場合当社は、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めています。

これらの手続きの詳細につきましては、実際にこれらの手続きが必要となった際に、法令及び当社が上場する金融商品取引所規則等に従って適時・適切に開示を行います。

## 7 本プランの合理性を高める仕組み

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本プランが上記 I の会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

### (1) 買収への対応方針に関する指針等の趣旨を踏まえたものであること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）、経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」の定める3つの原則（企業価値・株主共同の利益の原則、株主意思の原則、透明性の原則）、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の趣旨を踏まえたものとなっており、これらの指針等に定められる要件は、本プランにおいても充足されています。

### (2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記1「本プランの目的及び概要」に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付行為等に際し、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、又は株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されているものです。

### (3) 株主意思を直接的に反映するものであること（取締役の恣意的判断の排除）

大規模買付者が本プランに定めた手続きを遵守する限り、当社取締役会が本プランに基づいて対抗措置を発動することができる場面を、株主意思確認総会において対抗措置発動の決議がされた場合に限定しております。従って、対抗措置の発動の適否の判断に際して、株主の皆様のご意思が直接的に反映される設計としております。

#### (4)独立性の高い社外者の判断の重視（取締役の恣意的判断の排除）

上記4(4)「大規模買付行為等が実施された場合の対応」に記載のとおり、本プランの必要性及び相当性を確保し、取締役の保身のために本プランが濫用されることを防止するため、対抗措置の発動の是非その他本プランに則った対応を行うに当たって必要な事項について、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を受け、当該勧告を最大限尊重することとしており、取締役の恣意的判断を排除し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

#### (5)デッドハンド型及びスローハンド型の対応方針ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役ににより構成される取締役会によって廃止することが可能です。従いまして、本プランは、デッドハンド型の対応方針（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない対応方針）ではありません。

また、当社は取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期を1年としており、期差任期制を採用していないため、スローハンド型の対応方針（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する対応方針）ではございません。なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

### 8 本プランの廃止の手続き及び有効期間

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時までとします。

加えて、本プランは、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、取締役会決議により、本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会において本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに公表します。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、当社が上場する金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆様にも不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の賛同を得た上で、本プランを修正又は変更する場合があります。

以 上

## 当社大株主の状況

2026年3月31日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

株主名	当社への出資状況	
	持株数 (株)	持株比率 (%)
太田事務所株式会社	708,100	6.66
太平洋セメント株式会社	510,666	4.80
株式会社みずほ銀行	465,000	4.37
株式会社十六銀行	400,000	3.76
日本坩堝株式会社	399,000	3.75
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	373,800	3.51
美濃窯業従業員持株会	372,970	3.51
株式会社名古屋銀行	360,000	3.38
株式会社大垣共立銀行	360,000	3.38
松浦恵子	236,365	2.22

※当社は自己株式 (2,273,704株) を保有しておりますが、上記大株主の記載からは除いております。

なお、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

以 上

## 独立委員会規程の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役又は社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。
- ・独立委員会は、大規模買付者が本プランに定められた手続きを遵守したか否かの判断、大規模買付行為等が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断、一旦発動した対抗措置の停止の判断など、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由及び根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとする。
- ・独立委員会の決議は、委員の過半数をもってこれを行う。

以 上

## 独立委員会の委員の略歴

本プラン導入時の独立委員会の委員は、以下の4名を予定しております。

【氏名】 大島 崇文／社外取締役（独立役員）

【略歴】 1954年1月30日生

1979年4月 日本特殊陶業株式会社入社  
2007年6月 同社取締役  
2009年6月 同社常務取締役  
2011年6月 同社専務取締役  
2013年6月 同社代表取締役副社長  
2016年6月 同社代表取締役副社長退任  
2019年6月 当社社外取締役（現任）

【氏名】 佐藤 誠／社外取締役（独立役員）

【略歴】 1960年2月15日生

1983年4月 丸紅株式会社入社  
2010年4月 同社 地球環境プロジェクト部長  
2012年4月 同社 資源重機プラント部長  
2013年4月 丸紅ベネズエラ会社社長  
2016年4月 丸紅イラン会社社長  
2018年4月 丸紅株式会社 執行役員中東統括（ドバイ駐在）  
2020年4月 同社 理事  
2022年6月 当社社外取締役（現任）

【氏名】 澁谷 英司／社外取締役（監査等委員）（独立役員）

【略歴】 1957年1月28日生

1979年10月 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入社  
1983年3月 公認会計士登録  
2004年5月 監査法人トーマツ代表社員  
2013年6月 日本公認会計士協会東海会副会長  
2013年7月 日本公認会計士協会理事

2018年7月 有限責任監査法人トーマツ退社  
2018年8月 澁谷英司公認会計士事務所所長（現任）  
2019年6月 日本公認会計士協会東海会岐阜県会会長  
2019年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）  
2021年6月 サンメッセ株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）  
2022年6月 株式会社丸順（現 株式会社J-MAX）社外監査役  
2025年6月 株式会社J-MAX 社外取締役（監査等委員）（現任）

【氏名】 小林 宏明／社外取締役（監査等委員）（独立役員）

【略歴】 1951年6月8日生

1976年4月 エスエス製薬株式会社入社  
1994年1月 同社医薬部長  
2001年6月 同社執行役員統括部長  
2007年4月 総務省中部管区行政評価局参与  
2013年4月 鳥取県庁名古屋事務所参与  
2016年4月 名古屋市高年大学非常勤講師（現任）  
2020年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）  
2021年4月 株式会社パーソナック（現 株式会社パリパスグループ）社外取締役（現任）  
2023年10月 愛知東邦大学非常勤講師（現任）

（注）上記独立委員会の各委員候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以 上

## 共同協調行為等の認定基準

※認定は、認定の対象者（その親会社、子会社、その他認定の対象者と同一視すべき主体を含む。以下「認定対象者」という。）について、下記の各項目の要素に加え、当社の特定の株主との間での意思の連絡が「ない」ことを窺わせる直接・間接の事実の有無についても勘案した上で、総合判断の方法により行われるべきものとする。

※以下「当社の特定の株主」には、当該特定の株主の親会社及び子会社、並びに当該特定の株主、その親会社及び子会社の役員及び主要株主を含むものとする。

1. 当社株式等を取得している時期が、当社の特定の株主による当社株式等の取得又は重要提案行為等の買収に向けた行動が行われている期間と重なり合っているか
2. 取得した当社株式等の数量が相当程度の数量に達しているか
3. 当社株式等の取得を開始した時期が、当該特定の株主による当社株式等の取得の開始、当社に対する経営支配権の取得・重要提案行為をすること等の意向の表明など、当該特定の株主による当社の買収に向けた行動が開始された時期に近接し、又は本プランに係る議題を目的事項に含む株主総会の基準日など、当該特定の株主の行動に関連するイベントと近接しているか
4. 市場における当社株式等の取引状況が異常な時期（例えば、平均的な出来高に比して著しく出来高が膨らんでいたり、株価が先行する時期の平均株価に比して著しく急騰したりする時期）において、時期を同じくして当社株券等を取得しているなど、当該特定の株主による当社株券等の取得の時期及び態様（例えば、信用買い等を駆使しているかどうか）の特徴との間に共通性がみられるか
5. 当該特定の株主が株式等を取得している（又は取得していた）他の上場会社の株式等を取得していたことがあり、かつ、その取得時期や保有期間が当該特定の株主のそれと重なり合っているか
6. 上記5.の重なり合う期間において、当該他の上場会社（当該特定の株主とともに認定対象者が株主となっていた他の上場会社）に対する株主権（共益権）の行使が当該特定の株主のそれに同調したものであったか。同調したものであったとした場合に、その株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か
7. 上記5.記載の当該他の上場会社において、当該認定対象者及び当該特定の株主（並びに当該認定対象者以外の者で当該特定の株主と同調して議決権等の共益権の行使を行った株主がいる場合には当該株主）による議決権等の共益権の行使の結果、取締役その他の役員を選解任が行われた場合において、当該変更後の役員の内任期間中に当該他の上場会社において企業価値又は株主価値の毀損のおそれ（例えば、重大な法令違反に該当する事象の発生又はそのおそれのある事象の発生、上場廃止、特別注意銘柄への指定、破産その他の法的倒産手続き、大規模な希釈化を伴う株式又は新株予約権の発行）が生じているか。生じているとして企業価値又は株主価値の毀損のおそれはどの程度か

8. 当該特定の株主との間で、直接・間接に出資関係ないし資金の貸借関係等が存在している又は存在していたことがあるか
9. 当該特定の株主との間で、直接・間接に、役員兼任関係、親族関係（内縁関係など準じる関係を含む。以下同じ。）、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係が存在している又は存在していたこと、並びに、一方が他方の従業員、組合員その他構成員である又はあったことがあるなどの人的関係が存在するか
10. 当社に対する株主権（共益権）の行使が当該特定の株主のそれに同調したものであったか。同調したものであったとして、行使された株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か（なお、この10.を唯一の根拠として「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」又は「これらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者」と認定してはならないものとする。）
11. 当社の事業や経営方針に関する言動等が当該特定の株主のそれと類似しているか。類似している言動等がある場合には、そのような言動等がされた時期、内容に照らして、その類似の程度はどの程度か（なお、この11.を唯一の根拠として「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」又は「これらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者」と認定してはならないものとする。）
12. その代理人やアドバイザーが、当該特定の株主のそれと同じ事務所、法人、団体に属している若しくは属していたことがある、業務提携関係にある、同種案件を共同して遂行したことがある及び/又は親族関係その他の人的関係があるなど、当該特定の株主との間において意思の連絡が容易となるような関係を有しているか（直接的なものであると間接的なものであるとを問わない。）
13. その他、当該特定の株主との間で意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実はあるか

## 大規模買付者に提供を求める情報

1. 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び組員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
2. 大規模買付行為等の目的、方法及び内容（大規模買付行為等の対価の価額・種類、大規模買付行為等の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為等の方法の適法性、大規模買付行為等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）
3. 大規模買付行為等の当社株式に係る買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為等にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
4. 大規模買付行為等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
5. 大規模買付行為等の完了後に想定している当社及び当社グループの役員候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策
6. 大規模買付行為等の完了後における当社及び当社グループの顧客、取引先、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関しての変更の有無及びその内容

以 上

## 新株予約権無償割当ての概要

## 1. 本新株予約権の目的となる株式の種類

当社普通株式

## 2. 本新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、取締役会が別途定める数とします。

## 3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は1円に各新株予約権の目的となる株式の数を乗じた額とします。

## 4. 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間は、取締役会が別途定める一定の期間とします。

## 5. 本新株予約権の行使の条件

(a) 非適格者が保有する本新株予約権（実質的に保有するものを含みます。）は、行使することができません。

「非適格者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。

(i)大規模買付者

(ii)大規模買付者の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項及び第6項）

(iii)大規模買付者の特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項）

(iv)取締役会が独立委員会による勧告を踏まえて以下のいずれかに該当すると合理的に認定した者

(x)上記(i)から本(iv)までに該当する者から当社の承認なく本新株予約権を譲り受け又は承継した者

(y)上記(i)から本(iv)までに該当する者の「関係者」。「関係者」とは、これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利益を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士その他のアドバイザー若しくはこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者をいいます。組合その他のファンドに係る「関係者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情が勘案されます。

- (b) 新株予約権者は、当社に対し、上記5 (a)の非適格者に該当しないこと（第三者のために行使する場合には当該第三者が上記5 (a)の非適格者に該当しないことを含みます。）についての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面、合理的範囲内で当社が求める条件充足を示す資料及び法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとします。
- (c) 適用ある外国の証券法その他の法令等上、当該法令等の管轄地域に所在する者による本新株予約権の行使に関し、所定の手続きの履行又は所定の条件の充足が必要とされる場合、当該管轄地域に所在する者は、当該手続き及び条件が全て履行又は充足されていると当社が認めた場合に限り、本新株予約権を行使することができます。なお、当社が上記手続き及び条件を履行又は充足することで当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することができる場合であっても、当社としてこれを履行又は充足する義務を負うものではありません。
- (d) 上記5 (c)の条件の充足の確認は、上記5 (b)に定める手続きに準じた手続きで取締役会が定めるところによるものとします。

## 6. 取得条項

- (a) 当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権で、上記5 (a)及び(b)の規定に従い行使可能な（即ち、非適格者に該当しない者が保有する）もの（上記5 (c)に該当する者が保有する本新株予約権を含みます。下記6 (b)において「行使適格本新株予約権」といいます。）について、取得に係る本新株予約権の数に、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式を、対価として取得することができます。
- (b) 当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権で行使適格本新株予約権以外のものについて、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で非適格者の行使に一定の制約が付されたもの（以下に記載する行使条件及び取得条項その他取締役会が定める内容のもの）とします。以下、当該新株予約権を「第2新株予約権」といいます。）を対価として取得することができます。
  - (i)行使条件  
非適格者は、次に定める場合その他取締役会が定める場合を除き、第2新株予約権を行使することができません。
    - (x)大規模買付者が株主意思確認総会決議後に大規模買付行為等を中止又は撤回し、かつ、その後大規模買付行為等を実施しないことを誓約するとともに、大規模買付者その他の非適格者が、当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合であって、かつ、
    - (y)当該処分を行った後における大規模買付者の株券等保有割合（但し、本(i)において、株券等保有割合の計算に当たっては大規模買付者やその共同保有者以外の非適格者についても当該大規模買付者の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する第2新株予約権のうち行使条件が充足さ

れていないものは除外して算定します。)として当社取締役会が認めた割合が20%を下回っている場合は、当該処分を行った大規模買付者その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する数の株式を目的とする第2新株予約権につき、当該20%を下回る割合の範囲内でのみ行使することができません。

#### (ii)取得条項

当社は、第2新株予約権が交付された日から10年後の日において、なお行使されていない第2新株予約権が残存するときは、当該第2新株予約権（但し、行使条件が充足されていないものに限りません。）を、その時点における当該第2新株予約権の時価に相当する金銭を対価として取得することができます。

- (c) 本新株予約権の強制取得に関する条件充足の確認は、上記5(b)に定める手続きに準じた手続きで取締役会が定めるところによるものとします。なお、当社は、本新株予約権の行使が可能となる期間の開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

#### 7. 譲渡承認

譲渡による本新株予約権の取得には、取締役会の承認を要します。

#### 8. 資本金及び準備金に関する事項

本新株予約権の行使及び取得条項に基づく取得等に伴い増加する資本金及び資本準備金に関する事項は、法令等の規定に従い定めるものとします。

#### 9. 端数

本新株予約権を行使した者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てます。但し、当該新株予約権者に交付する株式の数は、当該新株予約権者が同時に複数の新株予約権を行使するときは各新株予約権の行使により交付する株式の数を通算して端数を算定することができます。

#### 10. 新株予約権証券の発行

(1) 本新株予約権については新株予約権証券を発行しません。

(2) 株主に割り当てる本新株予約権の数

当社普通株式（当社の有する普通株式を除く。）1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てることとします。

(3)本新株予約権の無償割当ての対象となる株主

取締役会が別途定める基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社普通株式の全株主（当社を除く。）に対し、本新株予約権を割り当てます。

(4)本新株予約権の総数

取締役会が別途定める基準日における当社の最終の発行済株式総数（但し、当社が有する普通株式の数を除く。）と同数とします。

(5)本新株予約権の無償割当ての効力発生日

取締役会が別途定める基準日以降の日で取締役会が別途定める日とします。

(6)その他

本新株予約権の無償割当ては、①株主意思確認総会による承認が得られ、かつ、大規模買付行為等が撤回されないこと、又は、②大規模買付者が上記4に記載する手続きを遵守せずに大規模買付行為等を実施しようとする場合の何れかが充足されることを条件として効力を生じるものとします。

以 上

# 事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

#### ① 全般的事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、物価高の影響により個人消費に一部弱い動きが見られたものの、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の底堅さを背景に持ち直しの動きが見られ、また、高水準の企業収益を背景に設備投資も底堅く推移するなど、全体として緩やかな回復基調を維持しました。

一方、世界経済に関しては、米国の通商政策等による不透明感が見られるほか、中東情勢の緊迫化に伴う原油価格の高騰など、依然として先行き不透明な状況が続きました。

このような状況の下、耐火物セラミックス事業においては、国内のセメント生産量が中長期的に減少傾向にある中、既存取引先に対する販売強化に加えてセラミックス分野の新規取引先の開拓に努め、生産性向上への積極的な取り組みと原燃料価格高騰に伴う価格転嫁の推進により、売上高、利益ともに前年度を上回る結果となりました。

プラント事業においては、工事部門が引き続き堅調であったことから、売上高は前年度を上回りましたが、利益面では労務費等の原価上昇を吸収しきれず、前年度を下回る結果となりました。

建材及び舗装用材事業においては、万博開催による一時的な需要減などもあり、売上高は前年度を下回りましたが、価格改定の推進やコスト削減に努め、利益面への影響を最小限に留めました。

不動産賃貸事業においては、テナント入替の影響を最小限に留めつつ、賃料値上げの効果もあり、引き続き安定的な収益の確保に貢献いたしました。

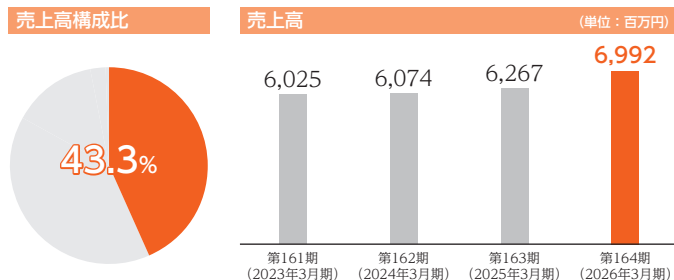
以上の結果、当連結会計年度における連結業績は、売上高は16,154百万円（前期比7.3%増）、営業利益は1,600百万円（前期比1.5%増）、経常利益は1,689百万円（前期比0.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,250百万円（前期比2.7%増）となりました。

なお、当連結会計年度より、従来「耐火物事業」としていた報告セグメントの名称を「耐火物セラミックス事業」に変更しております。当該変更は名称変更のみであり、セグメント情報に与える影響はありません。

## ②セグメント別の状況

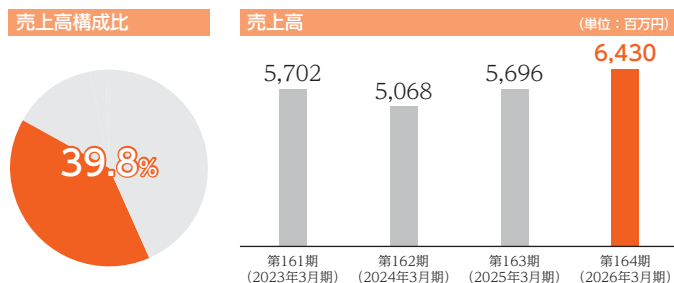
セグメント別の業績は次のとおりであります。

### 耐火物セラミックス事業



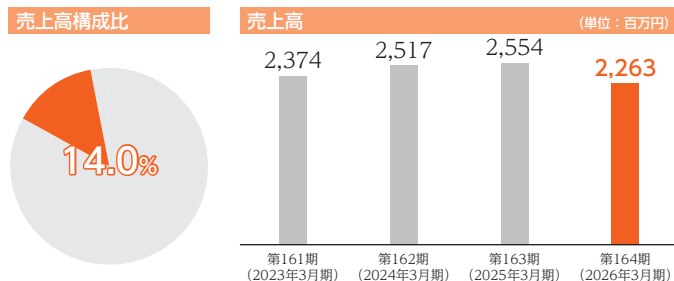
耐火物セラミックス事業につきましては、当連結会計年度の売上高は6,992百万円（前期比11.6%増）、セグメント利益は422百万円（前期比23.0%増）となりました。

### プラント事業



プラント事業につきましては、当連結会計年度の売上高は6,430百万円（前期比12.9%増）、セグメント利益は732百万円（前期比11.2%減）となりました。

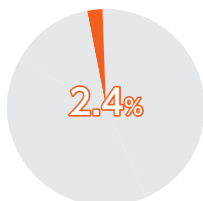
### 建材及び舗装用材事業



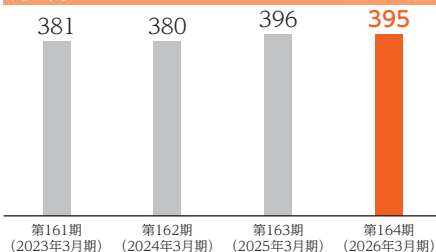
建材及び舗装用材事業につきましては、当連結会計年度の売上高は2,263百万円（前期比11.4%減）、セグメント利益は211百万円（前期比1.4%減）となりました。

## 不動産賃貸事業

### 売上高構成比



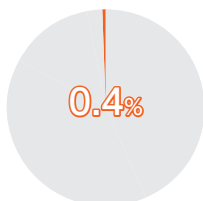
### 売上高



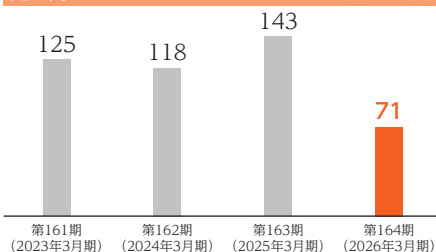
不動産賃貸事業につきましては、当連結会計年度の売上高は395百万円（前期比0.3%減）、セグメント利益は195百万円（前期比0.3%増）となりました。

## その他の事業

### 売上高構成比



### 売上高



主に外注品等を販売する事業であり、当連結会計年度の売上高は71百万円（前期比49.9%減）、セグメント利益は20百万円（前期比25.9%減）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当社グループは、生産能力向上のための設備拡充を重点的に行い、当連結会計年度の設備投資総額は543百万円となりました。

主な内訳は、耐火物セラミックス事業で投資をした当社瑞浪工場の7.3m3シャトルキルン高温化改造83百万円、当社四日市工場の生角立体倉庫クレーン及び電装関係更新57百万円であります。

### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度につきましては、経常的な資金調達のみで、増資等は行っておりません。

### (4) 対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、雇用・所得環境の改善を背景とした民間消費や企業の設備投資の増加により、景気は緩やかな回復基調が続くことが予想されます。

一方、世界経済においては、米国の通商政策を巡る不透明感に加え、中東情勢の緊迫化に伴うエネルギー価格の変動など、引き続き予断を許さない状況が継続すると予想されます。

このような状況の中、当社グループの対処すべき事業上の課題は以下のとおりであります。

第一に、中期経営計画「Take off～新しいステージへの挑戦～」の2年目として、持続的な成長と企業価値の向上を図るため、事業ポートフォリオの最適化を推進し、経営資源の効率的な配分と収益力の更なる向上を図ります。

第二に、「耐火物セラミックス事業」においては、国内セメント市場の縮小に対応すべく、セメント業界向け耐火物市場における更なるシェアアップと、適正価格への継続的な改定を推進いたします。併せて、高付加価値製品の拡販や、需要が旺盛な電子部品・半導体産業向けセラミックスの供給体制強化に注力いたします。また、リサイクル事業や受託加工事業の拡充により、収益基盤の多様化と事業領域の拡大を図ってまいります。

第三に、「プラント事業」においては、次世代省エネルギー型工業炉の営業活動や、新分野開拓により売上拡大を目指してまいります。また、海外販路の拡大を図るとともに、子会社の岩佐機械工業株式会社とのシナジー効果を高めることで、更なる生産性の向上を図ってまいります。工事部門の施工管理体制の見直しと持続可能な組織体制を構築し、新市場及び新規顧客の開拓も進めてまいります。

第四に、「建材及び舗装用材事業」においては、次世代インフラ分野などの新市場開拓を推進するとともに、業務運営のデジタル化による効率化と生産性の向上を図り、持続的な成長と安定的な利益の確保に努めてまいります。

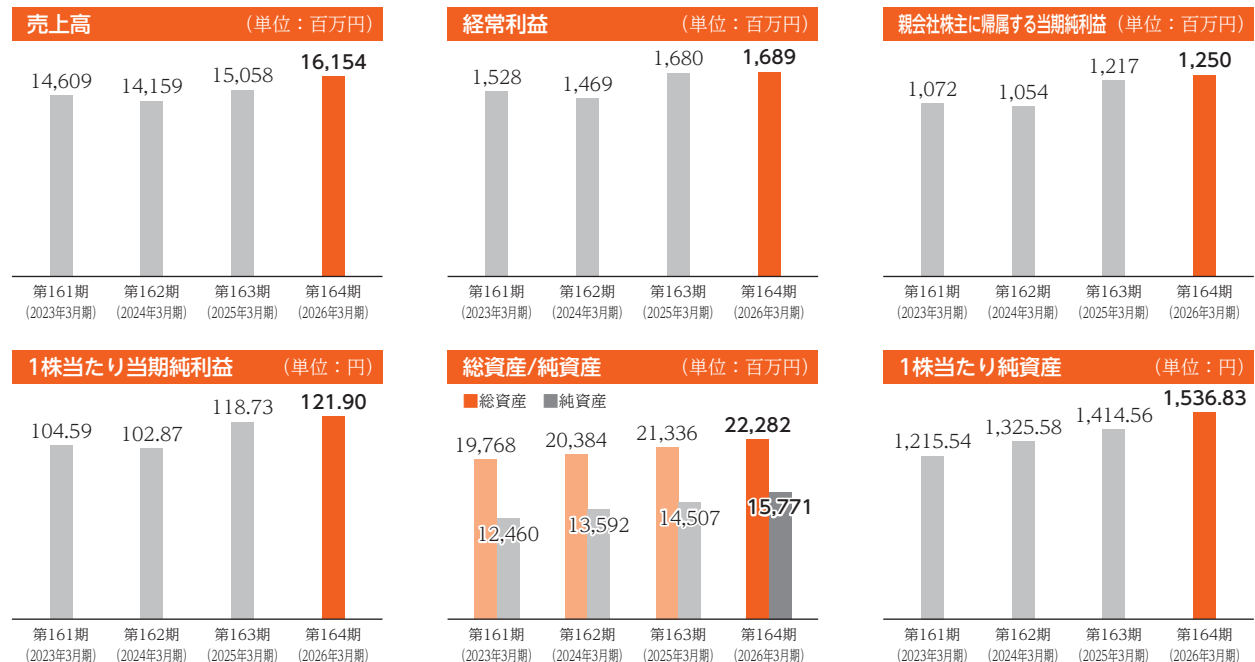
第五に、「不動産賃貸事業」においては、引き続き所有資産の有効活用を図り、グループ全体の収益を支える安定的な事業基盤としての役割を果たしてまいります。

各事業においてこれらの戦略の確実な実現に努め、従来の顧客基盤を守りつつ、新たな収益基盤の構築を図るべく、当社グループの総合力を結集して取り組んでまいります。

### (5) その他の重要な企業結合の状況

該当事項はありません。

## (6) 財産及び損益の状況



(単位: 百万円)

区 分	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度 (当連結会計年度)
売上高	14,609	14,159	15,058	16,154
経常利益	1,528	1,469	1,680	1,689
親会社株主に帰属する当期純利益	1,072	1,054	1,217	1,250
1株当たり当期純利益	104円59銭	102円87銭	118円73銭	121円90銭
純資産	12,460	13,592	14,507	15,771
総資産	19,768	20,384	21,336	22,282
1株当たり純資産	1,215円54銭	1,325円58銭	1,414円56銭	1,536円83銭

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により算出しております。なお、1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、「役員株式給付信託(BBT)」制度及び「従業員株式給付信託(J-E SOP)」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有している当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

2022年度は、耐火物事業については、セメントの国内生産量が8か月連続で前年同月を下回る中、原燃料価格上昇分の販売価格への転嫁及び各種コストダウンに取り組みましたが、依然として販売価格への転嫁が原燃料価格の高騰に追い付かず、売上高は前年度を上回ったものの、利益は前年度を下回る結果となりました。プラント事業については、当社の主要顧客の設備投資環境が回復し、受注が堅調に推移していることに加え、2021年10月に買収した岩佐機械工業株式会社の売上高と利益が通期分加算されたこともあり、売上高、利益ともに前年度を大幅に上回る結果となりました。以上の結果、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益ともに増益となりました。

2023年度は、耐火物事業については、人手不足や資材高騰を受けた建設現場の工事の遅れにより、セメントの国内生産量が2022年7月以降20か月連続で前年同月を下回る厳しい環境の中、原燃料価格上昇分の販売価格への転嫁や市場シェアの拡大、新市場開拓に取り組んだ結果、売上高は前年度をわずかに上回る結果となりました。利益面では価格改定に取り組んだ他、生産設備の改善や生産性向上の効果により前年度を上回る結果となりました。プラント事業については、工事部門は順調に推移しているものの、設備部門が半導体関連需要の低迷により顧客の設備投資が低調に推移した影響が大きく、売上高、利益ともに前年度を下回る結果となりました。以上の結果、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益ともに減益となりました。

2024年度は、耐火物事業においては、セメントの国内生産量の減少傾向が続く状況の中、新規取引先の開拓及び生産性向上への積極的な取り組みにより、売上高、利益ともに前年度を上回る結果となりました。プラント事業については、工事部門が堅調に推移したことに加え、設備部門においても、半導体関連の需要回復に伴い顧客の設備投資が増加したことから、売上高、利益ともに前年度を上回る結果となりました。以上の結果、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益ともに増益となりました。

2025年度は、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

## (7) 主要な事業セグメント（2026年3月31日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社2社で構成され、耐火煉瓦の製造・販売を基礎として産業向け耐火物の製造販売、セラミックス分野を始めとするプラントの設計・施工、建築材料及び舗装用材の販売等の事業を展開しております。当社グループにおける各事業と各社の位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。なお、セグメントと同一の区分であります。

### [耐火物セラミックス事業]

当社は、耐火煉瓦、不定形耐火物、その他の耐火材料の製造・販売を行っております。これらの製品は、セメント

業界などの産業で使用され、高温下での耐久性や耐火性が求められる炉や窯などの建設や補修、修理に利用されております。当社の製品は、高品質かつ高耐久で信頼性が高く、顧客の要求スペックに応えるカスタマイズやサポートも可能であります。

#### [プラント事業]

プラント事業は、工業炉などの設備の設計・製造・施工を行うプラント部門と、工業炉の中に耐火物を施工するエンジニアリング部門とに分かれております。

##### ・プラント部門

プラント設備の設計、製造、施工、販売を行っております。プラント部門で製造している製品は、ガス、重油、電気などを熱源に対象物を焼成する工業炉と、製造ラインにおける自動化設備であります。当社のプラント設備は、セラミックス業界や化学業界など様々な分野で使用され、生産性向上や省エネルギー化などの効果をもたらしております。ロータリーキルンの設計、製造、施工、販売を行う岩佐機械工業株式会社はこのプラント部門に含まれております。

##### ・エンジニアリング部門

主にセメント製造、石灰製造、環境・再資源化事業など素材産業の分野のプラント設備向けに、当社で製造した耐火物を活用して、設計・施工から提案型技術サービスまで一貫して提供しております。また、当社は世界トップクラスのセメント設備メーカーである米国のFuller Technologies (旧FLSmith Cement) 社の日本販売店を担っており、同社の製造設備の販売及びメンテナンスを行っております。

#### [建材及び舗装用材事業]

美州興産株式会社が建材及び舗装用材の販売及び施工を行っており、当社が一部の舗装用材と加工製品を製造、供給しております。建材及び舗装用材は工場、ビルディング、公共建造物などに使用される屋内向け塗床材と遊歩道、駐車場、自転車道等に使用される屋外向け舗装材があり、建設業界や都市インフラなど様々な用途で使用されております。これらの製品群は耐久性や施工性に優れており、環境に配慮した製品ラインナップを提供しております。

#### [不動産賃貸事業]

当社は、保有している不動産の一部をオフィスや住宅向けに賃貸しております。

#### [その他]

当社は、外注品等を販売しており、セメント・石灰及び環境分野などの様々な分野で使用されております。

## (8) 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況（2026年3月31日現在）

### ① 当社

本社	岐阜県瑞浪市
本社事務所	愛知県名古屋市
営業所	東京営業所(東京都千代田区)、名古屋営業所(愛知県名古屋市)、九州営業所(福岡県北九州市)
工場	亀崎工場(愛知県半田市)、瑞浪工場(岐阜県瑞浪市)、四日市工場(三重県四日市市)、山岡工場(岐阜県恵那市)
プラント部	岐阜県瑞浪市
技術研究所	愛知県半田市

### ② 重要な子会社

美州興産株式会社	本社	愛知県名古屋市
	営業所	東京都北区、愛知県名古屋市、大阪府吹田市、長野県松本市
	工場	愛知県半田市、岐阜県土岐市
岩佐機械工業株式会社	本社	東京都中央区

### ③ 従業員の状況

セグメントの名称	従業員数(名)
耐火物セラミックス事業	165(8)
プラント事業	73(-)
建材及び舗装用材事業	53(-)
不動産賃貸事業	1(-)
全社共通	54(-)
合 計	346(8)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 重要な子会社の状況 (2026年3月31日現在)

名 称	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
美州興産株式会社	30	100.0	建材及び舗装用材事業
岩佐機械工業株式会社	40	100.0	プラント事業

(10) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

借 入 先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	百万円 400
株式会社十六銀行	180

## 2 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

### (1) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
太田事務所株式会社	708,100	6.66
太平洋セメント株式会社	510,666	4.80
株式会社みずほ銀行	465,000	4.37
株式会社十六銀行	400,000	3.76
日本垢塙株式会社	399,000	3.75
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	373,800	3.51
美濃窯業従業員持株会	372,970	3.51
株式会社名古屋銀行	360,000	3.38
株式会社大垣共立銀行	360,000	3.38
松浦恵子	236,365	2.22

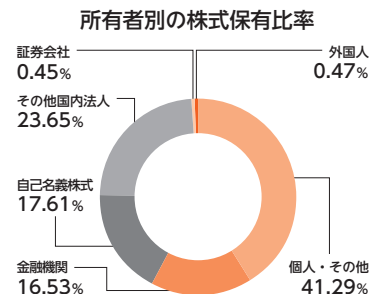
- (注) 1. 当社は、自己株式を2,273,704株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 太田事務所株式会社は、当社代表取締役社長である太田滋俊及びその親族が株式を保有する資産管理会社であります。
4. 株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) は、「役員株式給付信託 (BBT)」制度及び「従業員株式給付信託 (J-ESOP)」制度に係る信託財産の委託先であります。なお、上記委託先が保有している当社株式 (373,800株) は、連結計算書類及び計算書類において自己株式として表示しておりますが、持株比率の算定上控除しておりません。

## (2) その他株式に関する重要な事項

- ① 発行可能株式総数 31,960,000株
- ② 発行済株式の総数 10,636,124株  
(自己株式2,273,704株を除く。)
- ③ 株主数 4,090名
- ④ 当事業年度中に職務執行の対価として当社取締役へ交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	-	-
社外取締役（監査等委員を除く）	-	-
取締役（監査等委員）	-	-

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「3. (4) 取締役の報酬等」に記載しております。



### 3 当社の会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の状況（2026年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	太田 滋俊	美州興産株式会社 取締役会長 岩佐機械工業株式会社 代表取締役社長
取締役	中島 正也	専務執行役員
取締役	長谷川 郁夫	常務執行役員 管理本部長兼総務人事部長
取締役	石川 豊	常務執行役員 RCE事業部長・資材課担当
取締役	大島 崇文	
取締役	佐藤 誠	
取締役 (監査等委員・常勤)	山田 俊彦	
取締役 (監査等委員)	澁谷 英司	澁谷英司公認会計士事務所所長 サンメッセ株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社J-MAX 社外取締役（監査等委員）
取締役 (監査等委員)	小林 宏明	名古屋市高年大学非常勤講師 株式会社パリパスグループ 社外取締役 愛知東邦大学非常勤講師

- (注) 1. 取締役大島崇文氏及び佐藤誠氏並びに取締役(監査等委員)澁谷英司氏及び小林宏明氏は、社外取締役であります。
2. 取締役大島崇文氏は、上場会社の代表取締役副社長としての経験をもち、企業経営における豊富な経験や見識を有しており、経営に関する相当程度の知見を有するものであります。  
取締役佐藤誠氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営に関する相当程度の知見を有するものであります。  
取締役(監査等委員)澁谷英司氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
取締役(監査等委員)小林宏明氏は、行政機関における豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 情報収集の充実に図り、内部監査部門等との連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、山田俊彦氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、社外取締役大島崇文氏及び佐藤誠氏並びに社外取締役(監査等委員)澁谷英司氏及び小林宏明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役及び各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び「1. (9) 重要な子会社の状況」に記載の当社の子会社の取締役、社外取締役、監査等委員、執行役員及び管理職従業員（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社及び当社子会社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

## (4) 取締役の報酬等

### イ. 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年2月9日開催の取締役会において、取締役の個人別報酬等の内容に関する決定方針を決議しております。

取締役の個人別報酬等の内容に関する決定方針の内容は次のとおりであります。

#### a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、(1) 中長期的な企業価値の向上と、その実現を担う有能な人材を確保、維持できる報酬水準であること、(2) 取締役それぞれに求められる役割と責任に応じたものであることを念頭に、報酬の体系と金額を決定します。

#### b. 取締役に対する報酬の体系と水準

当社の取締役の報酬は、(1) 月例の基本報酬（基本給）、(2) 事業年度につき2回の業績連動報酬（役員賞与）、(3) 事業年度の業績に応じた業績連動報酬（株式給付信託）の3種類とし、各々の報酬は基本方針に相応しい水準とするように公正かつ透明な手続きで決定します。

c. 基本報酬（基本給）の個人別報酬の額の決定に関する方針

月例の基本報酬は、役位、職責、同業種及び類似業種で同規模の他社水準、前年度の業績及び今年度の業績見込み、財務状況、従業員の給与水準などを総合的に勘案して決定します。

d. 業績連動報酬（役員賞与）である賞与の額の決定に関する方針

事業年度内の2回の業績連動報酬（役員賞与）は、前事業年度の連結営業利益に対する達成度合い、及び当事業年度の連結営業利益予想をそれぞれ同等に考慮した上で決定し、従業員の賞与の支給時期に支給します。

e. 業績連動報酬（株式給付信託）の付与株式数の決定に関する方針

取締役の報酬と会社の業績及び株式価値の連動性を明確にし、事業年度毎の業績向上を目的に株式を給付するものであります。その内容については、取締役会の決議を経て2019年6月27日開催の第157回定時株主総会において導入が決議された「役員株式給付規程」に基づき運営しており、役員退任時に累計ポイント数に応じた株式を給付します。

業績連動型株式報酬制度「役員株式給付信託（BBT）」の概要は、以下のとおりであります。

<業績連動型株式報酬の算定方法>

業績連動型株式報酬制度は、事業年度毎の業績に応じポイントを付与し、その累計ポイント相当分の報酬等を退任時に支給する制度であり、ポイント付与の有無及びその付与数は事業年度毎に決定します。

その詳細は、以下のとおりであります。

1. 対象者

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）を対象とし、以下の要件を満たしていることを条件とします。

- ・職務執行期間（前年の定時株主総会日から当年の定時株主総会日まで）中に在任していること
- ・株主総会決議において解任の決議をされていないこと、又は取締役等としての義務の違反があったことに起因した解任をされていないこと

2. 業績連動型報酬として給付される報酬等の内容

当社普通株式及び金銭（以下、「当社株式等」という。）としております。

### 3. 業績連動型株式報酬の支給額等の算定方法

#### ① 付与ポイントの決定方法

##### (1) ポイント付与の時期

- A. 2023年6月29日開催の第161回定時株主総会の決議で許容される範囲において、毎年の定時株主総会開催日（B. に記載の場合の退任日と合わせて、以下「ポイント付与日」という。）現在における受給予定者に対して、前年の定時株主総会終結時から当年の定時株主総会終結時までの期間（以下「役務対象期間」という。）における役務の対価として同日にポイントを付与します。
- B. Aのほか、役員を退任するときは、当該退任直後の定時株主総会日にポイントを付与します。

##### (2) 報酬等と連動する業績評価指標

当社は持続的な利益成長を実現するため、これまで取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬において、連結営業利益を指標として用いてきております。本制度においても、毎事業年度における連結営業利益の期初目標値に対する達成率を報酬等に連動する指標としております。

なお、当事業年度における連結営業利益の期初目標値は1,750百万円で、実績は1,600百万円です。また、翌事業年度における連結営業利益の期初目標値は1,900百万円です。

##### (3) 付与するポイント数

- A. 職務執行期間において在任している場合に付与するポイント  
次の算式により算出されるポイントとします。

（算式）

別表1に定める役位に応じたポイントの数 × 別表2に定める業績連動係数  
× 在任月数 ÷ 12か月

- B. 職務執行期間に役位の変更があった場合に、直後のポイント付与日に付与するポイント  
別表1に定める役位毎に上記Aに基づいて算出したポイントの数を合計したポイントの数

(別表1) 役位別ポイント数は、以下のとおりであります。

役位	役位別ポイント数
代表取締役社長	15,900ポイント
取締役 専務執行役員	10,600ポイント
取締役 常務執行役員	8,000ポイント
取締役 執行役員	5,300ポイント
執行役員	500ポイント

(別表2) 業績連動係数は、以下のとおりであります。

連結営業利益達成度	業績連動係数
150%以上	1.2
110%以上150%未満	1.1
80%超110%未満	1.0
50%以上80%以下	0.8
50%未満	0.0

② 支給する当社株式等

「1ポイント」＝「1株」として次の算式により算出される株式を給付します（単元未満株式を除く。）。単元未満株式相当分は金銭をもって給付します。

③ 受給予定者が死亡した場合

受給予定者が死亡した場合であって、当該受給予定者の遺族が取締役会で決定した「役員株式給付規程」で定める要件を満たした場合に、遺族に対し株式等を支給することとします。なお、この場合における支給は、以下の方法により遺族給付としてすべて金銭で支払うこととします。

(1) 死亡時のポイント付与時期

受給予定者が職務執行期間中に死亡したときは、当該死亡日にポイントを付与し、当該死亡直後の定時株主総会にはポイントを付与しません。

(2) 死亡時に付与するポイント数

A. 死亡日に付与するポイントは、次の算式により算出されるポイントとします。

(算式)

別表1に定める役位に応じたポイントの数 × 1.0 × 在任月数 ÷ 12か月

B. 職務執行期間に役位の変更があった場合に、死亡日に付与するポイント

別表1に定める役位毎に上記Aに基づいて算出したポイントの数を合計したポイントの数

(3) 遺族給付の額は、次の算式により算出される金銭額とします。

(算式)

遺族給付の額＝死亡した受給予定者の保有ポイント数×権利確定日における本株式の時価(※1)

(※1) 権利確定日は受給予定者の遺族が、当社の指定する書類を提出した日の属する月の末日とします。また、本制度において使用する株式の時価は、株式の時価の算定を要する日における主たる上場金融商品取引所の終値又は気配値とし、当該日に終値又は気配値が公表されない場合にあつては、終値の取得できる直近の日まで遡って算定するものとします。

#### 4. 当事業年度における役位別の上限となるポイント数

当事業年度において算出される役位別の上限となるポイント数は、以下のとおりであります。

役位	上限となるポイント数
代表取締役社長	19,080ポイント
取締役 専務執行役員	12,720ポイント
取締役 常務執行役員	9,600ポイント
取締役 執行役員	6,360ポイント
執行役員	600ポイント

#### f. 基本報酬（基本給）、業績連動報酬（役員賞与）及び業績連動報酬（株式給付信託）の取締役の個人別の報酬の額に対する割合決定に関する方針

取締役の報酬は、役員報酬内規において役位別に規定された比率により算定した各取締役の報酬総額について、おおむね以下の割合となるよう種類別の報酬金額を決定し支給します。

基本報酬 (基本給)	業績連動報酬 (役員賞与)	業績連動報酬 (株式給付信託)
50%	35%	15%

※使用人兼務取締役の基本報酬（基本給）は、使用人兼務取締役の使用人分の給与を含めた割合であります。

#### g. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、下記ロに記載のとおり、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長太田滋俊に対し、各取締役の基本報酬（基本給）の額及び業績連動報酬（役員賞与）の額についての決定を委任しております。委任した理由は、代表取締役社長が経営の総合的見地から各取締役の所管する担当部門について評価を行うのに適していると判断したためであります。また、業績連動報酬（役員株式給付信託）については、役員株式給付規程の規定に基づいて算出された個人別ポイント数を付与するものとします。なお、監査等委員会より、当該報酬等の内容は妥当であるとの報告を受けております。

ハ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	148,730	67,830	80,900	4
取締役 (監査等委員) (社外取締役を除く)	15,240	15,240	—	1
社外取締役 (監査等委員を除く)	10,020	10,020	—	2
社外取締役 (監査等委員)	8,640	8,640	—	2

- (注) 1. 取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 業績連動報酬等の総額には、2019年6月27日開催の第157回定時株主総会決議により導入した、取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)を対象者とする業績連動型株式報酬制度「役員株式給付信託(BBT)」の役員株式給付引当金が含まれております。  
 3. 取締役の退職慰労金制度は2023年6月29日開催の第161回定時株主総会終結の時をもって、廃止しております。

ニ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

1. 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等限度額は2023年6月29日開催の第161回定時株主総会において、年額200,000千円以内(うち社外取締役分20,000千円以内)と決議いただいております。この報酬には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は6名(うち社外取締役2名)であります。

また、同定時株主総会において取締役(監査等委員である取締役)に対する報酬等の限度額を年額45,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役)の員数は3名(うち社外取締役2名)であります。

2. 上記報酬枠とは別枠で、当社は2019年6月27日開催の第157回定時株主総会において、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）を対象とする業績連動型株式報酬「役員株式給付信託（BBT）制度」を導入しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名であります。

また、2023年6月29日開催の第161回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に給付する当社株式の取得の原資として、211,140千円（84,440ポイント）を上限とした金銭を信託に拠出すること及び1事業年度当たりのポイント数の合計を、84,440ポイントを上限とすることを決議いただいております。

この「役員株式給付信託（BBT）制度」は2020年3月末日で終了する事業年度から2024年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、当該5事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」という。）及びその後の各対象期間を対象として、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）分として、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、原則として対象期間ごとに211,140千円を上限として当該株式給付信託への追加拠出を決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名であります。

3. 2023年6月29日開催の第161回定時株主総会において、取締役に対する役員退職慰労金制度の廃止に伴い打切り支給することを決議いただいております。支給の時期につきましては、各取締役の退任時となります。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名であります。

ホ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金  
該当事項はありません。

## (5) 社外役員に関する事項

### ①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役の重要な兼職の状況については「(1)取締役の状況」に記載のとおりであります。なお、各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

### ②会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

### ③当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 大島崇文	当事業年度において開催された取締役会12回の全てに、社外取締役として出席し、主に長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度において開催された代表取締役社長と社外取締役との面談2回の全てに出席し、経営上の問題点を指摘するとともに将来的な事業戦略について積極的な指摘・助言を行っております。
社外取締役 佐藤誠	当事業年度において開催された取締役会12回の全てに、社外取締役として出席し、主に企業経営の豊富な経験と幅広い知見を活かし、経営について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言を行っております。 また、当事業年度において開催された代表取締役社長と社外取締役との面談2回の全てに出席し、経営上の問題点を指摘するとともに専門的見地から積極的な指摘・助言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 澁谷英司	当事業年度において開催された取締役会12回の全てに、取締役監査等委員として出席し、公認会計士・税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度において開催された監査等委員会12回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から必要な発言を行っております。さらに、同期間に開催された代表取締役社長と社外取締役との面談2回の全てに出席し、種々の問題点を指摘するとともに専門的見地から積極的な指摘・助言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 小林宏明	当事業年度において開催された取締役会12回の全てに、取締役監査等委員として出席し、主に行政機関における豊富な経験と幅広い見識から、当社の経営執行等の適正性について有益な提案や発言を行っております。 また、当事業年度において開催された監査等委員会12回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から必要な発言を行っております。さらに、同期間に開催された代表取締役社長と社外取締役との面談2回の全てに出席し、経営全般の監視と有効な助言を行っております。

## 4 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,000千円
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

#### ① 当社及び当社グループ（以下、「美濃窯業グループ」という）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ 美濃窯業グループの取締役及び使用人は、その職務執行にあたり、当社の経営理念及び「企業倫理規程」、「行動規範」の下に、各法令、定款、取締役会規程並びに社内規程を遵守し、職務の執行を行う。
- ロ 当社の経営理念、「企業倫理規程」、「行動規範」、各法令、定款、社内規程は常時閲覧できる環境を整備し、美濃窯業グループの取締役及び使用人に周知徹底し、所管部門による教育・研修を通じて、法令遵守及び経営の透明性・健全性を図る。
- ハ 内部監査室による内部監査を実施して、美濃窯業グループの業務全般にわたる内部統制及び業務執行の妥当性・法令遵守性を確保する。
- ニ 美濃窯業グループの取締役及び使用人が企業倫理や行動規範に違反する行為やその疑いがある行為を発見した場合に直接通報・相談することができるように「内部通報規程」を定め、内部通報窓口として総務人事務部を、外部通報窓口として常勤監査等委員及び外部弁護士を設置し、通報者に対し不利益な扱いが行われないようにし、問題の早期発見・未然防止を図る。
- ホ 当社は、市民活動の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で対応をし、不当な要求や、組織暴力、犯罪行為に対しては警察等の外部専門機関や顧問弁護士等と緊密に連携を取り、組織的に対処するとともに、取引関係その他一切の関係をもたない体制を整備・維持する。

#### ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ 当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、取締役が「稟議規程」に基づいて決定した文書（電磁的記録を含む）など、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理する。
- ロ これらの文書（電磁的記録を含む）については、「文書管理規程」「情報セキュリティ管理規程」等に基づき、情報の取扱い・保管・管理に関して適切な運用を図るとともに、各取締役の要求があるときには、これを閲覧に供する。

#### ③ 美濃窯業グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」に基づき、代表取締役をリスク管理の統括責任者として、リスクのカテゴリー毎に責任部門を定め、美濃窯業グループにおいて発生したリスクを統括的に管理する。必要に応じて顧問弁護士その他社外の専門機関によるアドバイザーチームを組織するなど、迅速かつ確かな対応を行い、損失の拡大を防止するとともに、これを最小限に留める体制を整える。また、平時においても各部門においてその有するリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減等に取り組む。

**④ 美濃窯業グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- イ 取締役は、「取締役会規程」、「職務権限規程」、「職務分掌規程」等に基づいた役割と権限に従い、適正かつ迅速に意思決定を行い、常に効率的に職務を執行する。
- ロ 職務執行の効率性を高めるために執行役員制度を導入し、代表取締役社長は取締役会の方針や決議事項を執行役員に指示、伝達し、執行役員は業務執行状況を報告する。
- ハ 取締役及び執行役員で構成する経営会議を設置し、取締役会の意思決定が迅速かつ効果的に行われるよう情報を共有する。

**⑤ 美濃窯業グループにおける業務の適正を確保するための体制**

- イ 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、事業目的を遂行し、相互の利益を増進するため指導・助成を行う。また、グループ経営の一体性を確保するために各種規程等を当社と整合性をもったものとするよう指導する。
- ロ 内部監査室は、定期的に子会社の内部監査を実施することで、美濃窯業グループ全体の業務にわたる内部統制の効率性と有効性の確保に努める。

**⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- イ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、遅滞なく監査等委員会の下に使用人を配置することとし、その人事及び人事考課については、監査等委員会の意見を聞く。
- ロ 当該使用人が他の職務との兼務である場合には、当該使用人の独立性に配慮するとともに、監査等委員が指示した職務の遂行に支障を来さないよう特段の配慮をする。

**⑦ 美濃窯業グループの取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会へ報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- イ 美濃窯業グループの取締役は、取締役会及び経営会議においてその担当する業務の執行状況やその他報告すべきと認められる事項について報告を行う。
- ロ 美濃窯業グループの使用人は、業務又は業績に与える重要な事項を発見した場合は、遅滞なく監査等委員会に報告する。
- ハ 前項にかかわらず、当社の監査等委員会が選定した監査等委員はいつでも必要に応じて、美濃窯業グループの取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ニ 当社は、監査等委員会へ報告を行った美濃窯業グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。

**⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

- 監査等委員の職務の執行について生ずる費用については、監査等委員の請求に応じて職務の執行に必要なものと認められる場合を除き、費用の前払又は清算手続きが滞りなく処理されるよう努める。

### ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ 監査等委員会は、法令に定める権限を行使して会計監査人、内部監査室と連携して、取締役の職務執行の適法性、妥当性及び効率性について監査を行う。

ロ 監査等委員会は、取締役及び使用人の職務執行の監査の充実を図るため、定期的に代表取締役社長と意見交換を行い、相互認識を深めるとともに、その他の取締役及び使用人とも面談を実施する。

### ⑩ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

金融商品取引法の定めに基づき、美濃窯業グループの財務報告の信頼性を確保するために、企業会計審議会による「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」に従って社内に関係規程等を定め、内部統制システムの整備及び運用を適切に行うとともに、その有効性を継続的に評価し、必要な改善策を実施する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、確認調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。なお、当連結会計年度に実施した美濃窯業グループにおける内部統制システムの主な運用状況は、以下のとおりであります。

### ① コンプライアンスに関する取組み

当社は、「コンプライアンス・ガイドライン」を基に、すべての役職員に対してコンプライアンス意識の浸透を図るとともに、その内容に沿った適正な業務執行を行っておりますが、併せて「内部通報規程」を活用して、より一層、未然に法令違反の防止を図れるよう取り組んでおります。また、内部監査室が、「内部監査規程」に従って美濃窯業グループの監査を実施し、結果を代表取締役社長及び監査等委員会へ報告しております。また、監査結果に基づく必要な提言及び対応状況のフォローアップを行っております。

### ② リスク管理体制の強化

「リスク管理規程」等リスクに関する規程に基づき、的確な管理運営を行っております。また、美濃窯業グループに係るリスクに対して、重要な案件については、取締役会に諮り協議し、改善が必要な課題や問題点が生じた場合には適時関連部門へ指示を行っております。

### ③ 企業グループにおける業務の適正の確保

金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施し、当連結会計年度において重大な違反は見当たらず、内部統制システムは適切に運用されています。システムの運用上見出された軽微な問題点等については、その内容に応じて、改善報告を行い、再発防止への取組みを講じることで、適正性の確保に努めております。

#### ④ 監査等委員会の監査体制

- イ 監査等委員会は、実査毎に監査報告を作成し代表取締役社長に送付し見解を聴取するとともに、監査指摘事項に対する回答を担当部門より書面で受領しております。なお、監査等委員会は常勤監査等委員1名、社外監査等委員2名で構成されております。
- ロ 各監査等委員は取締役会のほか、経営会議などに出席し、取締役の職務の執行を監査するとともに取締役、執行役員と意見交換できる体制となっております。また、代表取締役社長とは年2回、社外取締役も交えて率直な意見の交換を行っています。常勤監査等委員はその他の業務執行に関する重要な会議にも出席し、必要に応じて意見交換できる体制となっております。監査等委員会は常勤監査等委員を通じこれらの会議において業務運営や課題、及び美濃窯業グループに重大な影響を及ぼすおそれのある事実について報告を受けております。
- ハ 監査等委員会は、会社計算規則に基づく会計監査人からの通知事項、意見交換や監査実施状況、及び四半期決算毎の財務報告などを通じて会計監査人の職務実施状況の把握・評価を行っております。また、監査等委員会は常勤監査等委員を通じた業務執行に関する重要な会議での情報の共有、代表取締役社長との定期的な面談、関連書類の閲覧を行うことなどにより、監査の実効性向上を図っております。
- ニ 監査等委員会は、監査等委員の職務を補助する監査等委員会室を置き、内部監査室と協力して監査を進めております。
- ホ 監査等委員の職務に要する費用は、監査等委員の請求に従い速やかに処理されております。

### (3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、2023年5月15日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に規定されるものをいい、以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）を決定するとともに、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同号②ロ）として、以下の当社株式の大規模買付行為等への対応策（以下「本プラン」といいます。）の導入を決議しております。

#### ① 基本方針の内容の概要

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模な買付等がなされた場合に、当該買付等に応じるか否かは、最終的には株主の皆様ご自身の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも存在します。

このような中、当該大規模買付行為等が、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益に及ぼす影響を株主の皆様にご適切にご判断していただくためには、大規模買付者からの必要かつ十分な情報の提供が必要不可欠です。そして、その判断を適確に行うためには、大規模買付者からの情報に留まらず、大規模買付者の提案内容等を当

社取締役会が評価・検討した結果を株主の皆様を提供することが必要であることもいうまでもありません。

そこで、当社は、本プランにおいて、①大規模買付者に株主の皆様がその是非を判断するために必要かつ十分な情報の提供を求めるとともに、②当社取締役会として、当該大規模買付者の提案内容が当社の企業価値ないし株主の皆様の共同の利益にどのような影響を及ぼすか、また、大規模買付者の提案内容に対する経営方針等の当社取締役会としての代替案を提供するとともに、必要に応じて、大規模買付者と当社の経営方針等に関して交渉又は協議を行うこととし、③これらを踏まえ、株主の皆様が大規模買付行為等の是非を判断するために必要な時間を確保することを目的として、以下の手続を定め、大規模買付行為等があった際には、適切な措置を講じることとします。

そして、前述のとおり、当社は、大規模買付行為等に応じるか否かの判断は、最終的には株主の総体的意思に基づき行われるべきものと考えております。そのため、当社取締役会としましては、本プランに定める手続を経て、株主の皆様が、大規模買付行為等の目的や内容等の詳細を検討し、その是非を判断するのに必要な時間と情報が事前に十分提供された上で、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものとして当該大規模買付行為等の実行に同意される場合には、これを否定するものではありません。

そのため、大規模買付者が本対応方針に定めた手続を遵守する限り、当社取締役会が本プランに基づく対抗措置を発動するに当たっては、大規模買付行為等に応じるか否かにかかる当社の株主の皆様による意思表示の場として、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催することといたします。その結果、株主の皆様が大規模買付行為等に賛同する意思を表明された場合、すなわち、当社が大規模買付行為等に対する対抗措置を講じることにかかる議案について、株主意思確認総会の普通決議によって承認可決されなかった場合、当社取締役会としましては、当該大規模買付行為等が、本プランに沿って開示された条件及び内容等に従って行われる限り、それを阻止するための行為を行いません。

## ② 取組みの具体的な内容の概要

イ 基本方針の実現に資する特別な取組み

### a 当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益向上に向けた取組み

当社は、2022年5月13日公表の中期経営計画策定に当たって、「ありたい姿」、「キー戦略」及び「基盤」を定めました。創業からこれまでの100余年は社会、経済の環境変化に応じて徐々に企業の形や取り扱う製品、組織構造等を変化させることで着実に利益を出す体制を構築してまいりましたが、現在は「VUCA（Volatility/変動性、Uncertainty /不確実性、Complexity/複雑性、Ambiguity/曖昧性）」と呼ばれる激動の時代の真っ只中において、当社グループも時代に適合あるいは先取りして経営、事業、オペレーション、技術開発等を「変革」することでより強靱で特徴のあるセラミックス・耐火物メーカーとして生き残る必要があると考えております。

ありたい姿として「高品質かつ地球環境に配慮した製品やサービスの開発に注力しデジタルを軸に経営を変革することで、特徴のあるセラミックス企業としての存在感を高め、持続的に成長可能な企業体質をつくり上げる」と定めました。加えて、需要拡大傾向にある海外関連売上高の拡大を目指すことで、当社グループを発展させてまいります。詳細につきましては、当社のホームページに掲載の「中期経営計画」MINO トラ

ンスフォーメーション・プラン 2025”策定のお知らせ」（2022年5月13日付）をご参照ください。

b コーポレート・ガバナンスに関する取組み

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、役員及び従業員の行動の原則を示す「行動規範」において、法令の遵守、顧客満足の向上、適正な会計と報告、環境の保全、人格の尊重、情報の管理、地域社会との共生、反社会的勢力への対処を掲げ、この規範を実践することが当社の企業価値を向上させ、社会への貢献につながるものと認識しております。経営者はこの規範の実行が自らの役割であることを自覚し、経営の公正性と透明性の向上及び適確で迅速な意思決定と効率的な業務執行ができるよう努めるものであります。

当社は、会社法上の機関設計として監査等委員会設置会社を採用しております。この体制により、取締役会による適確な意思決定と迅速な業務執行を行う一方、適正な監督及び監視を可能とする経営体制を構築し、適正なコーポレート・ガバナンスを確保できる企業統治体制をとっております。

ロ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（以下「本プラン」といいます。）は、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を最大化することを目的として、上記の会社の支配に関する基本方針に沿って導入されるものです。

当社取締役会は、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かの判断については、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化の観点から、最終的には株主の皆様によってなされるべきものと考えております。そのため、当社は、当社株式の大規模買付行為等に関するルールとして本プランを設定し、大規模買付行為等に先立ち、大規模買付者に対して大規模買付行為等に関する必要かつ十分な情報の提供を求めるとともに、当社取締役会として大規模買付情報を十分に評価・検討し、大規模買付者との交渉や株主の皆様への代替案の提示等を行うための期間を確保することといたします。そして、大規模買付行為等を受け入れるか、もしくは大規模買付行為等に対して対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様との総体的な意思を確認するため、株主意思確認総会を開催することとします。

**③ 上記②の取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由**

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本プランが上記の会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

イ 買収防衛策に関する指針等の趣旨を踏まえたものであること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008

年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5 いわゆる買収防衛策」の趣旨を踏まえたものとなっており、これらの指針等に定められる要件は、本プランにおいても充足されています。

ロ 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記②ロ「会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付行為等に際し、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、又は株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

ハ 株主意思を直接的に反映するものであること（取締役の恣意的判断の排除）

大規模買付者が本プランに定めた手続を遵守する限り、当社取締役会が本プランに基づいて対抗措置を発動することができる場面を、株主意思確認総会において対抗措置発動の決議がされた場合に限定しております。したがって、対抗措置の発動の適否の判断に際して、株主の皆様のご意思が直接的に反映される設計としております。

ニ 独立性の高い社外第三者の判断の重視（取締役の恣意的判断の排除）

本プランの必要性及び相当性を確保し、取締役の保身のために本プランが濫用されることを防止するため、対抗措置の発動の是非の判断、その他本プランに則った対応を行うに当たって必要な事項について、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を受け、当該勧告を最大限尊重することとしており、取締役の恣意的判断を排除し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続さも確保されております。

ホ デッドハンド型及びスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能となっております。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期を1年としており、期差任期制を採用していないため、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではございません。なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

#### ④ 本プランの廃止の手続及び有効期間

本プランの有効期間は、2023年6月29日開催の第161回定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時までとします。

加えて、本プランは、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締

役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとしております。

なお、本プランの詳細につきましては、当社のホームページに掲載の「当社株式の大規模買付行為等への対応策（買収防衛策）について」（2023年5月15日付）をご参照ください。

#### (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付けており、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保を確保したうえで、2028年3月期に配当性向40%程度を目指しております。今後も中長期的な視点に立ち、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の増大に努めてまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき21円とさせていただきます。既に、2025年12月5日に実施している中間配当金1株当たり21円と合わせまして、年間配当金は1株当たり42円となります。

---

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、1株当たり情報、その他比率等は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
項目	金額	項目	金額
<b>流動資産</b>	<b>13,009,930</b>	<b>流動負債</b>	<b>4,693,084</b>
現金及び預金	4,899,686	支払手形及び買掛金	1,176,154
受取手形	24,122	電子記録債権	596,044
電子記録債権	1,248,957	短期借入金	1,080,000
売掛金	3,633,099	1年内償還予定の社債	30,000
契約資産	131,565	未払法人税等	404,343
棚卸資産	3,001,485	未払消費税等	115,381
未収法人税等	3,993	契約負債	198,573
未収消費税等	10,804	賞与引当金	389,335
その他	57,419	製品保証引当金	49,448
貸倒引当金	△1,202	工事損失引当金	360
<b>固定資産</b>	<b>9,272,837</b>	その他	653,445
<b>有形固定資産</b>	<b>5,612,634</b>	<b>固定負債</b>	<b>1,818,244</b>
建物及び構築物	2,554,545	長期借入金	200,000
機械装置及び運搬具	874,955	株式給付引当金	100,000
土地	2,078,375	役員株式給付引当金	35,100
建設仮勘定	44,123	役員退職慰労引当金	86,859
その他	60,634	退職給付に係る負債	63,354
<b>無形固定資産</b>	<b>37,076</b>	退職給付に係る負債	793,934
のれん	3,741	資産除去債務	61,734
その他	33,334	繰延税金負債	17,109
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,623,126</b>	その他	460,149
投資有価証券	3,334,898	<b>負債合計</b>	<b>6,511,329</b>
繰延税金資産	47,155	<b>純資産の部</b>	
その他	241,075	<b>株主資本</b>	<b>14,601,971</b>
貸倒引当金	△2	資本金	877,000
<b>資産合計</b>	<b>22,282,768</b>	資本剰余金	1,047,029
		利益剰余金	13,179,620
		自己株式	△501,677
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,169,467</b>
		その他有価証券評価差額金	1,169,803
		繰延ヘッジ損益	△335
		<b>純資産合計</b>	<b>15,771,439</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>22,282,768</b>

# 連結損益計算書(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目	金 額
売上高	16,154,540
売上原価	12,047,646
売上総利益	4,106,894
販売費及び一般管理費	2,506,870
営業利益	1,600,024
営業外収入	
受取利息	6,948
受取配当金	81,963
受取保険金	6,416
その他	19,446
営業外費用	
支払利息	14,411
固定資産売却損	5,657
その他	5,705
経常利益	1,689,024
特別利益	
固定資産売却益	5,601
投資有価証券売却益	183,467
特別損失	
固定資産売却損	3,334
投資有価証券売却損	4,102
減損	163,824
税金等調整前当期純利益	1,706,831
法人税、住民税及び事業税	600,021
法人税等調整額	△143,797
当期純利益	1,250,607
親会社株主に帰属する当期純利益	1,250,607

# 計算書類

## 貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
項目	金額	項目	金額
<b>流動資産</b>	<b>10,704,877</b>	<b>流動負債</b>	<b>4,119,840</b>
現金及び預金	3,800,415	電子記録債権	442,199
受取手形	19,468	短期借入金	973,128
電子記録債権	1,150,530	1年内償還予定の社債	1,080,000
売却掛金	2,996,348	未払費用	30,000
契約資産	98,245	未払法人税等	186,948
製品	1,205,030	未払消費税	181,102
仕掛品	239,524	前受負債	362,600
未成工事支出金	189,851	前払消費税	106,135
原材料及び貯蔵品	947,093	契約受取負債	20,467
前払費用	11,825	引出当金	132,727
その他の金	47,814	引当金	16,153
貸倒引当金	△1,270	品保引当金	338,000
<b>固定資産</b>	<b>9,387,966</b>	工事損失引当金	43,540
<b>有形固定資産</b>	<b>5,490,064</b>	その他	360
建物	2,327,603	<b>固定負債</b>	<b>1,855,387</b>
構築物	171,063	社債	200,000
焼成窯	378,414	長期借入金	100,000
機械及び装置	491,898	関係会社給付引当金	200,000
車両運搬具	6,202	役員退去金	28,608
工具、器具及び備品	59,305	株主除税の	76,151
土地	2,011,452	繰上り引当金	732,337
建設仮勘定	44,123	繰上り引当金	53,257
<b>無形固定資産</b>	<b>13,788</b>	繰上り引当金	21,239
ソフトウェア	2,523	繰上り引当金	443,793
その他の金	11,264	<b>負債合計</b>	<b>5,975,228</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,884,113</b>	<b>純資産の部</b>	
投資有価証券	2,881,613	株主資本	13,034,854
関係会社株	496,924	資本金	877,000
出資金	65	資本剰余金	1,164,058
関係会社長期貸付金	270,000	その他有価証券	774,663
長期前払費用	10,367	利益剰余金	389,394
その他の金	225,143	繰上り引当金	11,493,555
<b>資産合計</b>	<b>20,092,843</b>	繰上り引当金	219,250
		繰上り引当金	11,274,305
		繰上り引当金	1,750,000
		繰上り引当金	120,000
		繰上り引当金	50,000
		繰上り引当金	50,000
		繰上り引当金	65,377
		繰上り引当金	9,238,928
		繰上り引当金	△499,759
		繰上り引当金	1,082,760
		繰上り引当金	1,083,095
		繰上り引当金	△335
		<b>純資産合計</b>	<b>14,117,615</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>20,092,843</b>

# 損益計算書(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目		金 額	
売 上			13,636,707
売 上 原 価			10,279,088
売 上 総 利 益			3,357,618
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			1,947,491
営 業 外 収 益			1,410,127
受 取 利 息		3,045	
有 価 証 券 利 息		1,434	
受 取 配 当 金		132,118	
受 取 保 険 金		12,338	
そ の 他		11,377	160,314
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		12,697	
社 債 利 息		2,693	
固 定 資 産 除 却 損		5,217	
そ の 他		3,086	23,695
経 常 利 益			1,546,745
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益		2,304	
投 資 有 価 証 券 売 却 益		172,323	174,628
特 別 損 失			
固 定 資 産 売 却 損		3,334	
減 損		163,824	167,159
税 引 前 当 期 純 利 益			1,554,214
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		518,699	
法 人 税 等 調 整 額		△113,636	405,062
当 期 純 利 益			1,149,152

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

美濃窯業株式会社  
取締役会 御中

東陽監査法人  
名古屋事務所

指 定 社 員 公認会計士 浅川 昭 久  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 橋本 健 太 郎  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、美濃窯業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、美濃窯業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

美濃窯業株式会社  
取締役会 御中

東陽監査法人  
名古屋事務所

指 定 社 員 公認会計士 浅川 昭 久  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 橋本 健 太 郎  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、美濃窯業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第164期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第164期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、定期的に代表取締役社長との意見交換の機会を設けたほか、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査等委員会は、その職務の実効性を高めるため常勤の監査等委員を選定するとともに、当該常勤の監査等委員は会社法第399条の3第1項及び第2項の調査等をする監査等委員に選定され、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、当該常勤の監査等委員が子会社の監査役に兼任していることから、子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において、取締役等からは有効である旨の、会計監査人からは「開示すべき重要な不備は発見されていない」旨の報告を受けております。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人 東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

2026年5月15日

美濃窯業株式会社監査等委員会

常勤監査等委員	山田俊彦◎
監査等委員	澁谷英司◎
監査等委員	小林宏明◎

(注) 監査等委員澁谷英司及び小林宏明は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

## 株主メモ

事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで

定時株主総会 毎年6月（議決権の基準日 毎年3月31日）

剰余金の配当の基準日 期末配当 毎年3月31日  
中間配当 毎年9月30日

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
三井住友信託銀行株式会社

同事務取扱場所 〒460-8685  
名古屋市中区栄三丁目15番33号  
三井住友信託銀行株式会社  
証券代行部

郵便物送付先 〒168-0063  
東京都杉並区和泉二丁目8番4号  
三井住友信託銀行株式会社  
証券代行部

(電話照会先) 0120-782-031 (フリーダイヤル)  
取次事務は三井住友信託銀行株式会社の本店及び全国各支店で行っております。

### 住所変更、単元未満株式の買取等のお申出先について

株主様の口座のある証券会社にお申出ください。

なお、証券会社等に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

### 未払配当金の支払について

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

公告の方法 電子公告（当社ホームページに掲載）

ホームページアドレス  
<https://www.mino-ceramic.co.jp/>

※ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。

### ホームページのご案内

ホームページに会社情報や事業紹介、IR情報、及び最新情報を掲載しております。是非ご覧ください。

<https://www.mino-ceramic.co.jp/>

美濃窯業

検索

## トピックス

### 中期経営計画（2025-27年度） Take off～新しいステージへの挑戦～の進捗について

2025年5月15日に公表いたしました中期経営計画（2025-27年度）「Take off～新しいステージへの挑戦～」について、2026年3月期の実績は下記のとおりです。2027年3月期及び2028年3月期の数値目標の達成に向けて、全社一丸となり全力で取り組んでまいります。

中期経営計画（概数）

項目	2025年3月期	2026年3月期		2027年3月期	2028年3月期
	実績	計画	実績	予想	計画
売上高	150.5億円	160.0億円	161.5億円	165.0億円	175.0億円
営業利益	15.7億円	17.5億円	16.0億円	19.0億円	21.0億円
経常利益	16.8億円	18.5億円	16.8億円	20.0億円	22.0億円
ROS	11.2%	11.6%	10.5%	12.1%	12.6%
当期純利益	12.1億円	13.0億円	12.5億円	14.0億円	15.0億円
配当性向	29.5%	33%程度	34.5%	38.1%	40%程度
ROE	8.7%	8.8%	8.3%	8.6%	8.8%

# トピックス

## 第1回 個人株主様向け工場見学会



当社は、事業へのご理解をより一層深めていただくことを目的として、2025年11月19日（水）に初めてとなる「個人株主様向け工場見学会」を四日市工場にて開催いたしました。

当日は、多数のご応募の中から抽選で選ばれた株主の皆様（11名）に、当社主力製品である塩基性れんがの製造工程をご見学いただきました。

工場見学会では工場長による事業概要の説明や、実際の製造現場の視察を通じ、当社の技術力や「ものづくり」に対する姿勢を直接体感していただく有意義な機会となりました。

ご参加いただいた皆様から頂戴した貴重なご意見に対し、厚く御礼申し上げます。

### <第2回工場見学会の開催について>

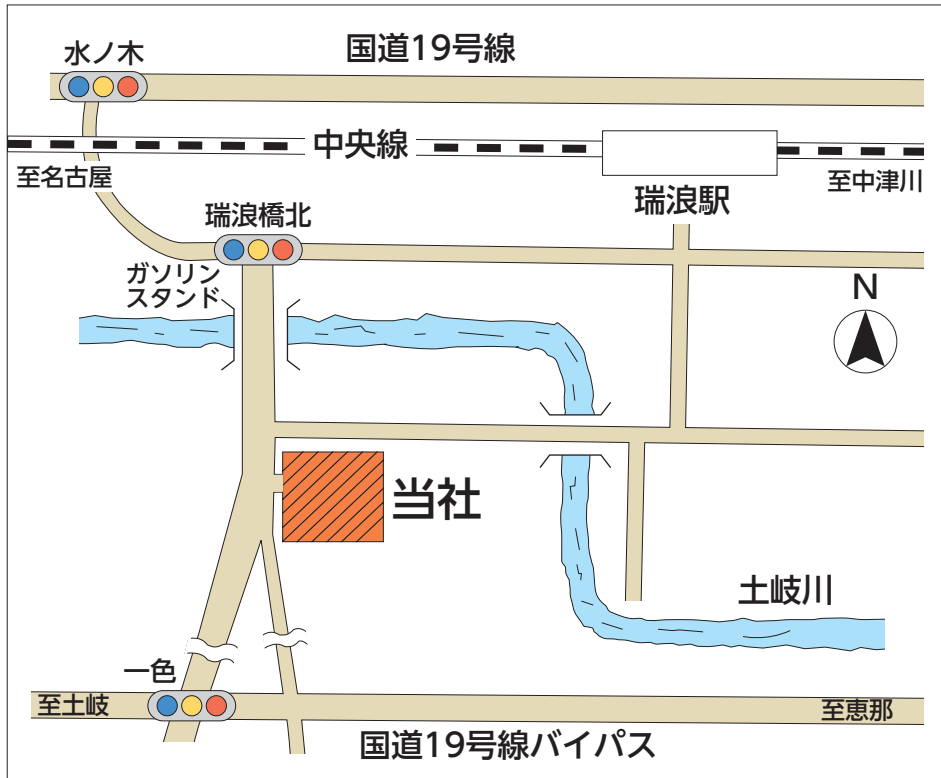
前回の募集では当社の予想を大きく上回る多数のご応募をいただいたことから、本年（2026年）11月にも、第2回目となる工場見学会を開催する運びとなりました。

詳細及び応募方法につきましては、本招集通知に同封しております「工場見学会のご案内」チラシをご確認ください。

当社は、今後も株主の皆様との対話を大切にしながら、さらなる企業価値の向上に努めてまいります。

# 株主総会会場ご案内略図

- 岐阜県瑞浪市寺河戸町719番地
- JR中央線瑞浪駅下車徒歩約7分



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

